

JICA 環境社会配慮ガイドライン第十七回改定委員会

平成十五年八月二十五日（月曜日）

午前九時三十分開議 国際協力事業団 11ABCDEF 会議室

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー／委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

欠席委員

委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター・ナゴヤ
委員	氏家 寿之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課
委員	山崎 信介	農林水産省 国際協力課長
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長

- ◇-----
- **原科共同議長** おはようございます。9時30分になりましたので、開始致します。本日も朝早くから、どうもありがとうございます。それでは、本日第17回改定委員会ということで進めさせていただきます。今日は私、原科が司会役を担当致します。今日と明後日の2回で、皆さんから頂いた提言案への修正意見等たくさん頂いておりますので、これに対する必要な部分の議論を致します。

そのために、今日と次回の議論を円滑に進めるという趣旨で、私の方で頂いた意見を分類してみました。全部で100以上ございましたが、それを論点に沿って整理したところ、私の整理では27くらいになりました。これは整理がきちんとしていないかもしれません。一応この枠組みで進めさせていただきますと思います。まずその前に、議題1の「ビューローによる打ち合わせの報告」を事務局からお願い致します。今のが報告になってしまうでしょうか。

- **事務局 鈴木 (以下 鈴木)** おはようございます。それでは、資料の確認だけさせていただきます。「EC.17/1」と書いてあります「JICA 環境社会配慮ガイドライン 第17回改定委員会」という紙。それからその資料を1枚めくって頂きますと、「EC.17/2」。これは川村委員からの修正提案の紙を付けております。別紙としまして「EC.17/3」。これは吉田委員からの提案を頂いております。もう1枚は、原科共同議長のお名前が右側に書いてあります、「提言への修正意見等の論点」という紙がございます。こちらに番号をつけたいと思います。「EC.17/4」というように、番号を付けて頂けますか。「EC.17/4」でございます。以上の3種類が今日お配りしている紙でございます。以上です。

- ◇-----
- **原科共同議長** どうもありがとうございました。私は土日でこれを用意して、土曜日は実は長野県の廃棄物検討委員会という場で一日潰れましたので、昨日も日曜出勤して学内の仕事をし、その間にこのまとめを行いましたので、少々時間がかかりました。きちんとファイナルチェックまでいっておりませんから、少しミスがあるかもしれません。今朝も少し直してぎりぎりが出てきたのですが、電車の中で気が付きました。これは「提言への修正意見等の論点」ではなく、「提言案～」です。提言ではなく提言案ですので、「案」を加えて下さい。「提言案への修正意見等の論点」でございます。

ここで修正意見等と表現しましたのは、我々一時パブリックコメント等と表現しておりましたが、いわゆるパブリックコメントという幅広い意見を求める時間がありませんでしたので、むしろ委員の方、当日参加者の方々から意見を頂いたという意味で、修正意見等ということで表現しております。それでは、1番目から順番にまいりたいと思います。その前に前回の厚い資料「EC.15/2」を使いますが、「EC.17/4」の「p.1」というのはページ番号です。括弧しておりますのは、項目番号になります。ですから1番目は「p.1 (0-a)」とありますが、ここで氏家委員から資料にもありますように「ODA事業は、相手国の要請主義に基づく開発途上国の経済発展・貧困解消等に寄与する重要な事

業である」とおっしゃるとおりなのですが、ここであえて強調するのがいいのかということがございます。

これに対して、3 ページの一番上に神田さんからのご意見では、逆に住民が主体になるということです。これは3 ページ上の6-a という項目になりますが、ODA 改革ネットワーク関西の神田さんからは、真中に「新たな課題として、開発の主体はあくまでも地域住民であるとの考え方が広まり」とあります。また、「住民参加、住民主体の開発を推進するための環境社会配慮のあり方」という記述もございます。両方のご意見がございまして。私と國島共同議長で相談した結果では、一番目のこの部分は追加しない方がいいのではないかとということになりました。いかがでしょうか。氏家委員、どうぞ。

- **氏家委員代理：高梨氏** 代理の ECFA の高梨でございます。元々私どもは相手国の責任というのを1つ明確にしておいた方がいいということで、要請主義という、最近では「政策対話」との議論が行われているのですが、これを入れておいた方がいいのではないかとございます。しかし、その後要請での確認等ではこのような理念が他のところでも出ていたと考えましたので、私どもでは取り下げてもいいと思っております。
- **原科共同議長** そうですか。分かりました。冒頭に書くと誤解されてしまうと思えました。そのようなことで、これははずして頂きます。それから9 ページにも同じような趣旨のコメントがございまして、他の類似のものも見てまいります。9 ページの43 ですが、間違えてしましまして42-a でした。間違えました。43はこの前解消しております。やはりここに神田さんから「案件の初期の段階からの情報公開」ということで入っております。こういったことを追加するかどうか。情報公開とも関連してまいります。このような点がございまして。これは情報公開の時にまとめて行いましょうか。これはそのようなことで、あとで行います。8の情報公開は、9の項目にございまして、その時に今の意見はもってまいります。それから10 ページの50 という項目でございまして。10 ページの下から2 つめです。ここに氏家委員から「参加による共同を削除」とございまして、この部分の原案では「参加による共同作業」となっております。この点はいかがでしょうか。どうぞ。
- **高梨氏** これは前回も議論になったと思うのですが、まとめ方で私も起草グループに参加して参りましたが、箇条書きで出す部分と文章でまとめる部分ということがありまして、若干ここは redundant にならなければいいのですが、協力作業ということで、基本的には JICA が協力を支援する。現地側が主体を持って行う。ここでは JICA が支援するという流れになったと思うのですが、そこで共同作業と出てくると、若干混乱を与えるのではないかとということで、ここを削除した方がもう少しはっきりとした意味になるのではないかと、そのような提案の趣旨でございました。
- **原科共同議長** 今のご意見に関しまして、いかがでしょうか。50 のところを削除しますと、「したがって、協力事業における環境社会配慮作業は、相手国政府の主体的で積極的な作業で行われるべき」という表現になります。積極的な参加による共同作業とい

うことです。削除することに対して起草グループはいかがでしょうか。ただ 49 からの文脈からいうと、「したがって」と始まりますから、「参加による共同」という言葉があった方がいいように思います。これは 49 の「協力成果を、相手国政府が、プロジェクトの実施において自ら行う環境社会配慮に活用していくとの意思が確認されるべきであること」を受けて「したがって」となります。参加による共同作業を行うことによって、そのことが実現するのだと思います。ですから起草グループはそのようなことで書かれたと思います。そのように理解致しますが、いかがでしょうか。松本委員、どうぞ。

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 我々起草グループの間でも原科共同議長がおっしゃったような形で、この段階では双方協力し合って行うという趣旨であって、ただ、今氏家委員の書いてあることについても、たぶん盛り込まれているのだと思います。相手国政府の責任も確かにしっかり書くべきだという点は盛り込まれていると思います。ですから JICA と相手国政府が共同して行うということは、今原科共同議長がおっしゃったような観点でここに盛り込んでいます。
- **原科共同議長** ということですが、いかがでしょうか。これは削除せず、残してよろしいでしょうか。先程のご発言では、特に削除を求めるような感じではなかったのですが、よろしいですか。では、そのように致します。國島共同議長、どうぞ。
- **國島共同議長** 残すということで結構ですが、この漢字なのですが原科共同議長がおっしゃっているのは「協力して働く」の協働か、「共同募金」の共同なのでしょうか。今の趣旨では「協力して働く」の協働の方がよろしいのではないのでしょうか。ただあまり見慣れない字ですので、気になりますか。どうでしょうか。
- **田中委員（環境省）** どちらでもいいのですが、「協働」は少なくとも現行法令上ありません。特にパートナーシップ、水平関係等、協調して言いたいということであれば、そのようなことを込めることは出来ると思いますが、それほど違いはないのではないのでしょうか。
- **原科共同議長** 住民参加等の世界ではよくこれを使います。「協働」は、英語のコラボレーションを日本語で表現したつもりです。今おっしゃったように、どちらでもありますが、今のは原案でいいかもしれません。
- **國島共同議長** はい、分かりました。
- **原科共同議長** それでは、そのように致します。一番目の項目は要請主義からの脱却で、かなり強烈的な言い方をしましたが、要請主義だけではなく、協働（コラボレーション）という意味ですが、住民が主体で参加するようなことを考えた枠組みでいくということで、基本原則を決定致します。それでは 2 番目にまいります。「JICA 以外の主体との関連をどう規定するか」。これはたくさんございまして、色々なところに出てまいります。大変重要なことですので、若干時間が必要かと思えます。協力事業の意思決定。どの主体が意思決定を行うか。これは 3 つのスキームの中で明確になっておりまして、別表等で表現されておりますが、この文書の中でもそのようなことをきちんと書いていか

なければならぬと思います。まず5ページの20でございます。これは20、その次の6ページの23とその他関連するものはたくさんございまして、あと構成と内容の中で具体的な局面が出てまいります。まず5ページの20で山崎委員よりご意見がございしますが、原案は「外務省による採択の検討に際して、JICAは採択の適否についての意見具申を行っている」という記述でございます。これに対しまして山崎委員からは「採択の検討依頼があった場合には」ということで、ですから依頼がない場合もあるというようなことで書いておられます。これに関しましてJICAのご担当の方から、「そのような例は今までなかった」ということでございました。この部分をよく見て頂きますと、5ページ一番上に書いてあります「2. JICA 協力事業における環境社会配慮の状況」でございますから、現況に対する記述でございます。ですから、そういった点で考えますと過去にそのようなことがなければ、原文の表現の方が正しいと思います。いかがでしょうか。山崎委員、どうぞ。

- **山崎委員代理：松本氏** 私は山崎の代理で参りました、国際協力課の中に室がありまして、その室長の松本と申します。本日は山崎がなかなか多忙で出られないということで、私からご説明を申し上げたいと思います。これはこのことのみならず、かなり広範に関連する事項でございます。要は案件の形成から、案件の採択、その後の実施というプロセスの中で、JICAと外務省との間のデマケというものを明確に決めたという経緯があるようです。私は、4月1日の異動でこちらに参りましたので、そこまでの経緯は分からないのですが、ずっと各省とJICAの間でどのように役割分担をするかという話の一環で出てきた話なので、このみならず例えば23、55、84、85、86、90、101、別表と繋がる話でございます。

基本的には、今まで代理で課長補佐からご説明があったかと思いますが、事業の実施がJICAの責任であるということが、JICAが独立行政法人化するにあたって、より明確になったということで、国とJICAの責任分担を明らかにするために、事細かに原文の中で調整をさせて頂いたといえますか、修正案を述べさせて頂いているという経緯だと聞いております。我々としましては細かに、今私が申し上げましたパラグラフごとに修正案をいれるのか、あるいはあらかじめ前文等をこしらえて頂いて、「事業の実施はJICAの責務であり、外務省の指示を受けてJICAはその実施を行う。特に案件の形成あるいは発掘段階は、外務省の指示によりJICAはその支援を行う。」というような表現を最初の方に総論として入れて頂く。あるいは別表というものがこの提言（案）にありますので、その中できちんとその関係を位置付けて頂くということが重要かと思っております。そのような意味では、個々の原文で修正案するのか、あるいは前文で入れるのかというのは、また議論があると思います。

- **原科共同議長** 基本的なスタンスですね。
- **松本氏** はいそうです。
- **原科共同議長** そうしますと、1つは状況です。現実にはどうかというのが記述の部分で

すから、事実関係です。なかったのだとしたら、JICAのおっしゃることが正しいと思います。これはこれで変えない方がいいと思います。ただ今後どうするかということは、今おっしゃったように調整が必要なのは分かります。しかしこれは提言ですから、我々は委員会でそのような姿がいいかどうか、議論してきたわけです。

これまでのところでは、各省庁内の判断では非常に不透明なので、透明性を高めて頂きたいので、そのための一貫としてJICAにしっかり審査して頂きたいという考え方は、これは、この議論の主流でした。それに従って原文を作っております。ですから我々は、きちんとしたスタンスを持っておりますので、そうしないと省庁の間でそのような議論がありましたと言われても、それは我々の提言委員会の趣旨とは合わないのです。むしろそれがはたしていい方向かどうかというのは、我々議論しなければいけません。そのようなことを議論してきたわけです。これは大事なポイントだと思います。深田委員、どうぞ。

- **事務局 深田（以下 深田）** 一点だけですが私が理解するところで、只今の農水省の方の発言で大きな間違いが一点あると思いますので、修正させていただきます。プロセスにおいて、案件の形成、発掘、それから案件の採択、決定、実施ということなのですが、独法化の過程でJICAは国際約束に基づく技術協力事業を実施するという事は書いてあります。ということは案件決定権が政府にあるということは、これは事実でございます。ただ案件決定以前の段階において案件の発掘・形成というのは、今まで実態において外務省とJICAが共同して行ってきております。従って書類上において、外務省から指示を受ける形で案件の発掘・形成を行っているというのは、一切ございません。全てある意味では内部的な相談をしながら行ってきているとこのようなことでございます。

従って案件の決定というのは政府にあります、その前の段階ということはあくまで共同で行っておりますし、前回私が申し上げたように、我々が議論しているのはスクリーニングのところはどうするかということが、非常に重要なポイントになっているわけで、そこにおいてJICAが行う事業について、外務省と一緒にやっていき、外務省に意見を言う。そのような機会がもしないということが想定されるのであれば、前回申し上げましたように、そもそもここでしている議論がおかしいわけです。

もしそのような事実があるのであれば政府サイドにおいて、むしろスクリーニングのところのガイドラインをまずきちんと定められるべきであろうということを前回申し上げました。ただ実態においては、そのようなことでありませんので、このような形で政府と一緒にガイドラインを作る。その中でJICAの立場は、あくまで政府の案件決定に資するために意見を申し上げるという立場ですが、そのような形でJICAの役割というものを明記して頂くということが必要なのではないかと思います。

- **原科共同議長** はい。ですから、これは意思決定をする主体と、それに対して判断プロセスです。アカウンタビリティをどう満たすかということなのです。アカウンタビリティを満たすために通常は、第三者性の高い機関で判断したものを参考にして、それを勘

案して意思決定します。そういったプロセスがなく、非公開で非常に不透明な形で意思決定した場合には、社会の理解が得られません。特に今情報公開法が施行されていますので、そのような説明責任は基本原則ですから、これは我が国社会の基本原則にそった判断をしなければならないので、その場合に1つの方法は政府機関の中や外に、第三者性の高い機関を個別に作るかということなのです。

それを現実に今、当面具体的な提案がない限り、むしろ JICA が独立行政法人になっていく場合に、第三者性が高まるはずですから、そのような機関を新しく作るのではなく、既存のそのような技術を持った機関がそういった役割を果たすことは、私は社会的に十分意味があることだと思っております。そのような位置づけで考えております。ですからこれまで政府機関の内部でそういった調査があったということ、むしろ情報をしっかり公開して頂いて、それを国民の議論に付して、国会でもしっかり議論してもらった方がいいと思います。そうすると JICA の位置付けがはっきりすると思います。おそらく世論は、そのような第三者性の高い機関として、JICA の将来を期待していると思います。そのようなことで、提言委員会でそういったことをきちんと明確にスタンスを示してきております。松本委員、どうぞ。

- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 私の総論としては、原科共同議長のご意見に賛成です。ただガイドラインで具体的な話をしているわけで、我々は今農水省から出てきているような政府と JICA の関係を踏まえた上で、ある部分については政府関係機関に対する提言にし、ある部分については JICA のガイドラインとしてまとめてきているわけです。従って今おっしゃったような意見を、この段階で出されるということについて、今まで16回も開いているのに、どうしてこの段階で、今まで我々が議論しているプロセスに誤りがあるというような指摘をされるのかということに対しては、疑念の思いを持たざるを得ないというように思います。

例えばおっしゃったような具体的な20のような書き方にするのであれば、どのような場合に外務省が依頼をするのかという議論まで我々はしているわけです。そのような時は、政府に対してこのような依頼をするべきだという提案を、我々は提言の中にまとめているわけです。従ってこれが事実ならば、我々は採択段階の議論をもう一度やり直さなければならない。これは先程深田委員がおっしゃったような形で、そこをもう一度やり直さなければならないのです。我々はこの段階でのプロセスも確認をし、政府と JICA の関係を議論した上で、この点については JICA 自身がこのようなやり方でいいというような判断で行ってきているわけです。もしこの場合も外務省が実は依頼をして、例えばカテゴリ A 案件で依頼しないような場合があるのであれば、それはカテゴリ A 案件を外務省が、必ず依頼すべきという提言を具体的にしなければなりません。

従って今おっしゃったようなことが事実だとすれば、まさに深田委員がおっしゃったように、もう一度議論を元に戻さなくてはいけないくらい重要なことだと思っております。この段階でこのプロセスに誤りがあるという指摘は、非常に私はおかしいと思います。原

科共同議長がおっしゃったように、このまま進んで、それが空論で終わってしまうのか。実は農水省がおっしゃるようなプロセスが、実は政府と JICA の関係にはあって、ここに書いてあることが空論に終わってしまうのかどうかというのは、これだけ時間をかけてきたものとしては、非常に真剣に考えざるを得ません。これが間違っているのであれば、もう一回一からやり直した方がいいと思います。

- **原科共同議長** 山崎委員代理、どうぞ。
- **松本氏** この場で急に出てきたというように言われても、そこは我々としては、ここに位置付けられているように、意見を前から出して、この文書の中に入っているわけですから、今我々はこの意見を出したわけではありませんので、そこはまずご理解を頂きたいと思います。
- **原科共同議長** この場ではなく、第 14 回までの意見を踏まえて、この提言案を作りました。案を作る段階の議論で出てこなかったものが、急に出てきたということだと思います。「この場」というのは、そのように「この段階」という意味なのです。
- **松本氏** 意見として、ずっと出ております。
- **原科共同議長** 基本方針に係るところが出てきてしまうのは、いかがなものかというご意見だと思います。議論を 14 回もしておりますから。
- **松本氏** 最初に申しあげましたとおり私は 7 月から本ポストにきております。
- **原科共同議長** そのようなことは、農水省の方はおっしゃらなかったわけです。そういった議論があれば、JICA の方が反論されます。
- **松本氏** 私も農水省代表で来ておりますので、山崎と相談して、そこはきちんとした対応をしたいと思います。この場で議論をひっくり返すということではなく、とりあえず留保させて頂きたいと思います。お願いします。
- **原科共同議長** 今の件は大変重要なところでございますが、私は改定委員会のスタンスとしては、今申しあげたようなことでいいと思います。國島共同議長、そのようなことでよろしいですね。そのような議論をしてきたわけですし、それに沿って特に田中委員は起草の時に、この会議の議論の内容を随分尊重して書いて頂いておりますから、このスタンスは間違いないと思っております。では基本としては、そのような方針で今回はまいります。それで起草を進めて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。それで、5 ページの「2. JICA 協力事業における環境社会配慮の状況」というのは、2-1 が 5 ページ、2-2 が 7 ページ、2-3 が 7 ページ下でございます。それから順番に 2-4 は 8 ページ。2-4 まででしょうか。よろしいですね。この 2 のところは現況で、JICA の方の事実関係の情報に従って書いたものでございますので、ここは原文通りでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。それでは 2 について 5、6 ページにある、「2. JICA 協力事業における環境社会配慮の状況」に関しましては、原文のまままいります。それから構成と内容に関連する箇所は同じことで、これに沿います。45 ページ以降それぞれ関連する部分がございますが、基本的には今申しあげましたスタンスで書いておりま

すので、一応原文の形がよろしいかと思いますがいかがでしょうか。よろしいですね。基本原則に関しましては、議論する機会を設けて農水省の理解を深めたいと思います。吉田委員、どうぞ。

- **吉田委員** 今、農水省の方が留保とおっしゃられましたが、松本委員や原科共同議長がおっしゃられているように非常にクルーシアルなポイントなので、委員会として農水省の山崎委員にこの件についての現況をどのように理解しているのか。それから将来的にどのようなスタンスを農水省が持っているのか。書いた文を速やかに提出して頂いた方がいいと思います。後々ずっと延々と続くようではいけないので、そこで農水省の説明責任をきちんと出して頂きたい。説明して頂く妥当性・合理性を含めてです。そうした方が委員会としてよろしいのではないのでしょうか。
- **原科共同議長** そうですね。分かりました。その方がよろしいですね。では山崎委員には、そのようにお願い致します。
- **松本氏** いつまでがよろしいでしょうか。
- **原科共同議長** これは早い方がよろしいかと思います。次回が水曜日ですから、次回に間に合えばお願いします。
- **松本氏** 私は最初出ていなかったのですが、第18回の委員会が8月27日。第19回が9月22日ということをございますか。これで決定をございますか。もしそうであれば、このことを知らず連絡をしておりました。27日は来週ですね。
- **原科共同議長** 今週です。明後日です。
- **松本氏** 今週ですね。今週からまた出張に出てしまうということがありまして、山崎から直接説明させた方がいいと思うのですが、27日は出張が入りそうだというように聞いておりまして、文書だけ先に提出させて頂きまして、例えば27日でよろしければ、27日にご説明するというにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- **原科共同議長** 8月27日の段階で起草に入ってしまうので、段取りとしては9月いっぱいでの委員会の仕事を終える予定です。ですから今日と明後日の委員会は、追加で議論の時間を設けました。ということで、日程的にはかなり詰まっておりますので、できれば明後日にお願ひ出来ればありがたいと思います。どうでしょうか。
- **鈴木** すみません。今の件について事務局から整理させて頂きまして、今とりあえずは原案通りということで原科共同議長の方で整理されましたので、それに基づいて起草グループで田中委員を中心に、この後来週から書いて頂くということになります。もし農水省の山崎委員の方でよろしければ原案通り進めさせて頂いて、一応ご意見の表明が27日に間に合わないということであれば、文書だけ出して頂き9月22日にご意見としてご発言頂くことは可能かと思いますが、22日には最終的な提言案ということで、テーブルに出して、それを確認するという作業になります。従いまして、農水省から出される紙が、その中に直接的には反映されないことになるかと思いますが、よろしければそのようなやり方があると思います。

- **松本氏** 分かりました。至急相談して、この会議の終わりまでにご回答を申し上げたいと思います。
- **原科共同議長** よろしくお願ひ致します。ではそのように致します。どうぞ。
- **國島共同議長** 今の件で吉田委員から全体的なご心配や方針を伺いますと、JICA と外務省の関係のプロセスについて、松本委員がおっしゃったように3つのスキームについて、かなり時間をかけて実際どうなっているのかということ、事例を含めてご説明頂きました。その時に今の農水省をはじめ、国土交通省、経産省という、いわゆる事業官庁の当然その方は重要な役割を担っておりますから、その事業官庁と外務省との関係、事業官庁と JICA との関係、それから事業官庁と外務省と JICA のもろもろの関係については、あまりプロセスの時に説明が出てきませんでした。ということは、事業官庁が主体的におやりになられているところがございます。

最終的には外務省と JICA との二関係の間で、コントロールがつくというのは、統括されるということに進んできていると思っていることについて、もし若干認識が不足ということであれば、念のために国土交通省や経産省という他の事業官庁にも、念のために吉田委員がおっしゃったような意味で、一応確認を取っておくということはいかがでしょうか。ですから私はここのご意見が出てきた時に、農水省の方はたくさん出てきたのですが、国土交通省や経産省からはほとんど出てきませんでした。これはよほどしていることが違うのか、私は奇妙な感じを持っておりました。そのあたり今のようなことをされるのでしたら、他の省庁にも一応委員の方がいらっしゃっているので、頂くということはいかがでしょうか。

- **原科共同議長** 私は今、國島共同議長がおっしゃったように、他の事業省庁の方々はこの原文でお認めになっておられるわけですから、この記述にそんなに問題はないと思っております。ですから、農水省の方の食い違い・誤解があったかもしれませんので、そのあたりも整理して頂きたいと思ひます。国全体の省庁で調整されているはずですから、他の方々はこれでよろしいとおっしゃっておられるわけですから、特に外務省もこれでいいとおっしゃっているのです、その点も勘案して頂きたいと思ひます。少しそのずれがあったかもしれません。今の件はこれでよろしいでしょうか。それからご意見の基礎になる事実関係の情報もお付け頂くとよろしいかと思ひます。どうぞ。
- **中村氏** 国土交通省の国際建設課の中村と申します。今國島共同議長からご指摘がございました、国土交通省などの事業官庁と外務省、JICA の関係なのですが、実は私どもこの後の作業監理委員会のところについて、少し意見を出させて頂いております。その際に改めて私どもの関係についても少し触れさせて頂きたいと思ひますのでよろしくお願ひ致します。
- **原科共同議長** はい。それでは2の項目については、原文のままでまいります。27日の明後日の段階で、農水省から意見のメモを頂きます。その段階でご了解頂ければいいのですが、なお意見がある場合には9月22日の段階でご説明して頂き、議論したいと

思います。それでは3の項目にまいります。今の件に関連してまいります、別表の扱いでございます。5ページの21にご意見がございます。これは氏家委員からのご提案で、「(別表参照)の別表“プロジェクトサイクルとJICAプロジェクトの関係”を削除」とあります。別表を削除しろということですか。はい、どうぞ。

- **高梨氏** これにつきましては、ご覧頂ければわかるかと思いますが、私どもはスタンスが2つございます。1つは今のままの別表では、必ずしも正確ではないのではないかとこのところでございます。もう1つは載せるのであれば、正確な形にした方がいいのではないかとこのことを提案しております。例えば別表で言えば、縦に見て頂ければ分かると思うのですが、プロジェクトサイクルで開発調査とあって、その審査以降、資金協力機関等で承認にいくことになっております。ですから、これを一般の人が見ると、開発調査がいかにも審査や交渉、承認等をJICAの別の機関で行うような印象を与えたいと思います。

おそらくこの元々プロジェクトサイクルの表は、円借款ですと調査部門をJICAが行い、実施はJBICという流れになると思うのですが、項目のヘッドラインが開発調査となっているために若干誤解を与えるのだらうと思います。元々この表は、世界銀行やアジア開発銀行のような国際機関の借款まで一気通関に行う機関の表をおそらくベースにされたのだと思います。ですから、そのような意味ではこのままだとミスリーディングになるので、それでしたらこの表を削除してはどうか。しかしもしこのような形で参考になる表が必要ということであれば、出来るだけ修正して頂く。確か前回鈴木さんの方から、これを十分修正して提出するとおっしゃっていたので、私もそれがいいと思います。

- **原科共同議長** 分かりました。単純に削除ということではなく、きちんと修正して、正確な表を作ってもらいたいというご意見ですね。
- **鈴木** はい。お預かりしまして、これを修正致します。まだ出来ておりませんが、間に合うように致します。
- **原科共同議長** 了解致しました。そのようなことで、この表は修正して頂きます。またご確認頂いて、誤りがあれば訂正したいと思います。それでは4番にまいります。これはモニタリングとフォローアップでございます。これは前半のいわゆる提言案の骨子と呼んでいるところなのですが9ページの44でございます。田中委員からのご意見で、このような修正意見が出ております。すみません、次のページに繋がってございました。田中委員とJICAの修正でございます。「モニタリングとフォローアップ」を「フォローアップ」だけにするというこの部分でございます。少し議論致しましたが、これはどのように致しましょうか。
- **鈴木** 1つだけ確認させて頂きます。JICAの修正案のクラリフィケーションだけさせて頂きます。これは、協力事業完了後はフォローアップだけであって、協力事業が続いている間はモニタリングということですか。この文章が「協力事業完了後もモニタリン

グ」と書いておりますので、そのような字句をクラリファイする意味で、モニタリングは取って、フォローアップはもちろんそのまま活かすということが、我々の趣旨でございます。

- **原科共同議長** 定義ですね。モニタリングをしないわけではないのですね。どうぞ。
- **高梨氏** 基本的には同じような立場で、これはデフィニションの問題といたしますか、モニタリングやフォローアップの定義をどこかでされると思うのですが、前回鈴木さんからそのようなご発言があったので、それであればモニタリングではなく、事後のフォローアップを中心にとということですので、それでいいと思います。
- **原科共同議長** 田中委員、どうぞ。
- **田中委員（専門員）** 私の方は完了後という言葉のところで、協力事業を実施中ならびに完了後というイメージで捉えていたものですからモニタリングを入れたのですが、今のような仕分けであれば、当然モニタリングは実施中行うわけですから、私の方はフォローアップを行うという言葉にして頂いて結構です。
- **原科共同議長** そうですか。分かりました。それでは、これは統一見解が出ました。この文はフォローアップということに致しましょう。
- **鈴木** 関連パラグラフについても整理させて頂いてよろしいでしょうか。
- **原科共同議長** どうぞ。そうですね。
- **鈴木** この 44 と同じパラグラフが、15 ページの 64。ここも「協力事業完了後も」というところで、モニタリングやフォローアップとなっておりますので、ここもモニタリングは同じ趣旨で取るということと、もう一つ関連パラグラフとして 46 ページの 140 でございます。一番上の方です。「協力事業完了以降のフォローアップ」というところで、ここも相手国政府に対するモニタリングはやはり取りまして、「対する働きかけを行い」というようにするのが、ここも協力事業完了後モニタリングというのは定義としておかしいと思います。
- **原科共同議長** そうですね。「モニタリングや」というのは要らないですね。それも今のように対応して頂きます。よろしいですね。それでは次に参ります。その前に、53 ページの 169 と 94 ページの 294 は同じようになりますか。ご確認下さい。これは全部削除となっておりますが、どのようなことでしょうか。
- **鈴木** プロジェクトサイクルの部分でございますが、ここは全体で整理するところだと思います。このパラグラフはモニタリングをしないということではなく、全体でパラグラフを整理しております。例えばこの 160 の趣旨は、JICA の方では 160 の右にモニタリングを行うと入れておりますので、これは全体でご覧になられた方がよろしいかと思っております。
- **原科共同議長** そうするとこれは、後でもう一回確認した方がいでしょうか。
- **鈴木** そうですね。このパラグラフ全体のところで見られた方がいかと思っております。
- **原科共同議長** あとは 94 ページの 294 はいかがでしょうか。

- **鈴木** ここは対象プロジェクトに求められるということで、先方政府が行うところでございます。そのような意味では、モニタリングというのは取る必要がないと申しますか、先方政府が行わなければならないモニタリング計画ということでございますので、特に削除の必要はなく、原文のままでよろしいかと思えます。
- **原科共同議長** 294 は山崎委員から「望まれる」という表現がいいというご意見ですが、これはそうすると原文のままでよろしいですか。「望まれる」ですと弱い感じがします。
- **当日参加者：農林水産省 前田氏** 原科共同議長、すみません。ここは環境管理計画と環境管理システムの議論と併せて議論して頂ければと思います。
- **原科共同議長** はい。ではその時に致します。そうすると、環境管理システムは何番でしたでしょうか。12 番です。12 番でもう一度この 94 ページの 294 は行います。それではモニタリングのことは、一応言葉の調整ということで、モニタリングというのは事業実施中で、完了後はフォローアップという表現になったというご説明でしたので、そのような経緯で整合性を取って頂きます。5 番目でございます。環境社会配慮の実施主体でございます。どうぞ。
- **田中委員（環境省）** 少々整理がどのようになっているのか分からないのですが、8 ページの 37 で村山委員が削除という意見を出していて、議論ということにするということになった件はどうされるのでしょうか。
- **原科共同議長** 8 ページの 37 ですね。これは抜けております。
- **村山委員** これは前の議論で残した方がいいということで、私も了解したと思えます。
- **國島共同議長** 5 番のところで議論すればいいのではないですか。
- **村山委員** ですから、37 は残すということで結論が出ていたと思えます。
- **原科共同議長** では、これは OK ということです。それでは 10 ページの 50-a です。これのご提案は、作本委員からのものです。
- **作本委員** この 50-a の説明文は JICA の協力事業における環境配慮の基本的考え方を明らかにするものですが、このガイドラインの中で JICA の責任が特に強調されているのですが、やはり現在問題になっているのは、現地の政府がどこまで真剣に行うかということであり、どれだけ住民に対して直面するかと言うことが問題になっているのではないかと思います。そのようなことからいきますと、このガイドラインの中で JICA の役割や責任とともに、至極当然の内容ではありますが、並列して原則的にでも相手国政府の立場・役割・責任を明確にする必要があるのではないかと思います。

具体的には 50-a に書いておりますように、相手国への責任と致しまして、自分の国の法律を守り、ガイドラインを守り、かつ国際条約（これは当然自国が法律を遵守するということです）という大原則を謳ってはどうかということを考えております。といいますのは、大原則を謳うことによって、今まで制度的に明らかにされなかった相手国政府の事業の実施責任でありますとか、どちらが責任を取るかということ、将来的に起こるであろう紛争処理予防、あるいは参加制度を前提にするということが明らか

かになるのではないのでしょうか。

やはりガイドラインの目的を、日本の政府あるいは JICA の関係を明らかにするだけでなく、相手国政府の役割と責任を出来るだけ明らかにするということが、私の重点です。ただ 1 つ私自身はっきりしない問題と致しましては、このガイドラインに責任を明確にするのは、あまりにも当然のことです。当然ということは、言う必要もないのではということが問題として付きまとうわけです。この場合に、日本政府として踏み込んで言う必要があるのだろうか。これは分からないので、是非皆さんから教えて頂きたいと思います。

つまり、このような原則を強調することによって、相手国政府が、例えば援助案件を提出する場合に、萎縮効果になってしまうということになると、私の判断を超えております。2 つめの問題点と致しまして、仮にこのようなことを謳った場合にも、日本側は何も確認が出来ないのではないかと。自国の法律を相手途上国が守ったと言っても、それを確認する術もないことをここで言う必要はあるのだろうかという点を、自問自答している状態です。ただ体系的には 2 つの相手国政府と日本国政府の立場を明確にすることがいいと思いました。

- **原科共同議長** 分かりました。どうもありがとうございます。そのようなご提案の趣旨でございます。後半のことは現地からクレームが付いた場合に、確認するような手続きもあります。ですから、こちらが常に確認ということをしなくても、特に問題があればそのようなリアクションがありますから、そのような時にきちんとしたものがあれば、こちらからも言えると思います。前半の方はいかがでしょうか。このようなことを書くとかえってマイナスの影響が大きくないか。少々の影響はあると思います。マイナスが大き過ぎたら困ります。JICA の方、どのようにお感じになったかお聞かせ頂きたいと思います。それでは鈴木さん、どうぞ。
- **鈴木** 環境社会配慮に関してだけであれば、位置づけをどうするかというのは、今構成と内容という形で、まだ議論は済んでいないのかもしれませんが、そこに「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」ということで、お手元の資料 94 ページの 289 から 96 ページまでのパラグラフが、先方政府が行わなければならない環境社会配慮として入れているところでございます。特に人権や国際条約等はここで触れておりませんが、環境社会配慮を行う上で重要なところ、例えば非自発的住民移転の問題ですとか、必要なところはここに記載されておりますので、ここで最低限の部分と申しますか、まずこの環境社会配慮ガイドラインを通じて、伝えなければいけない相手国政府の役割や責任は、盛り込まれているのではないかと私自身は理解しております。
- **作本委員** 特別具体的には詳細に組み込まれているとは思いますが、基本的なスタンスというものが、イメージできるかということです。原則的に入れることが今後よりよい方向に発展するとは思いますが、今までにないような事業の中止だとか、あるいはこれから現地側の問題が出てきた場合に、JICA だけの問題だけではない。よく相手国政

府が住民との衝突をかわすために環境問題が起こっておりますので、そこを1つおさえておいた方がいいと思います。そのような意味で極めて原則的です。

- **原科共同議長** では、我々は提言ですから、ある程度そういった原則が明確に分かるように作った方がいいのではないかと思いますので、これは特に大きなマイナスがないようでしたら、おっしゃるように追加した方がいいと思います。いかがでしょうか。ではそう致します。1ページ目が終わりました。その次は6番です。田中委員どうぞ。
- **田中委員（環境省）** 少々整理をお願いしたいのですが、47のところでは開発プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は相手国政府であるということと、50は「JICAの協力事業における環境社会配慮作業は」というところで、少しニュアンスが違うと思いますが、その上で作本委員のご指摘というのは、内容をみますと47に近いことのようにも見えますし、50を意識して書かれているのか。どちらのお話として書くことを念頭におかれているのかによって、少々書く場所が違うのではないかと思います。
- **原科共同議長** 今の件はいかがでしょう。
- **作本委員** 私の考えとしては、ご指摘の47も50も一緒に、環境配慮の実施はJICAの案にもありますように、現地側であり、それをJICAがサポートしてひとり立ちさせるのだという基本原則においては同じです。ですから、47の表記が多少変わっても構わないのですが、やはり現地側が認識をもって自立するということを、JICAは促進する、後ろからサポートするという姿勢だけは、どんなことがあっても貫き通して頂きたいと思います。そのような意味では、50-aが原則であり、47は字句にかかわるところです。単に字句ですから、こちらはさほど重要ではありません。
- **原科共同議長** 田中委員は今のご回答でよろしいですか。もし整理がつかなければ、もう一度します。
- **田中委員（環境省）** 作本委員のご指摘は、47のことは字句に関するご指摘で、50-aは原則にかかるご指摘というように承りましたが、50の中身が47に近いのであれば47に移して、作本委員のご指摘を47に付け加えることもあるのかということですか。
- **原科共同議長** それは、よろしいですか。
- **作本委員** それはお任せ致します。
- **原科共同議長** それでは今の件は、了解頂けたということで先に進めます。1ページめくって頂いて2ページの6です。「環境社会配慮の内容を検討する必要がある」と、このことを明記するか否かという議論がございました。10ページの41-aでございます。松本委員からの追加のご意見で、「社会配慮の内容を検討する必要があると明記する」。この件をもう一度ご説明頂けますか。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** この委員会の主要な検討課題の1つに、社会配慮をどうするかということがあったと思います。それは明記しておいた方がいいということでございます。
- **原科共同議長** これはそうすると10の項目ですか。11の項目にあげますか。修正の具

体的な形として、どのようなことになりますか。

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 追加かとおもっております。11 です。
- **原科共同議長** （11）ですね。社会配慮の内容の検討をする必要があると明記。よろしいですか。では、これは了解頂いたものとします。次は7番でJICAの役割と責任。これは11ページの51。JICAからの追加の説明がしてあり、このような修正案を頂いております。これをどこまで書き込むか、きちんと議論をする時間がありませんでしたので、これでよろしければこのまま追加と致しますが、いかがでしょうか。少々ご説明頂きたいと思います。
- **鈴木** よろしいですか。こちらの原文の方は「開発途上地域の持続可能な開発の推進に貢献することである」と非常に一般的、大きな枠組みで捉えた役割としております。実際の具体的なJICAの役割と致しましては、修文に入れましたように「JICAは、協力事業において、相手国政府が行う環境社会配慮が確保されることを確認し、不十分な場合は必要な支援を行う。また、確認の結果を踏まえて、協力の実施に関するJICAの各種意思決定を適切に行い、外務省に具申を行う。」とより具体的に役割を書き込んだというところがございます。ここはどの程度細かく書くか、書かないかということでご議論頂いた上で決めて頂ければというように考えております。
- **原科共同議長** 持続可能な開発の推進という表現ははずすということですか。
- **鈴木** いえ。追加しても結構ですし、あまりに大上段に構えているような感じがしましたので、ここは入れて頂いても結構です。
- **原科共同議長** 何かそのような原則を書いた上で、具体的にこうしましょうと書いた方がいいかもしれません。急にJICAの修正案になると、飛びすぎる感じがします。原文はそのような大上段の議論をまず入れているわけですね。ですからそれを書いた上で、さらに具体的にはこのようなことですよというような表現はいかがでしょう。それでよろしければ、そう致しましょう。では起草グループは、そのように対応して下さい。それから12ページの56がございます。これは氏家委員からのご意見でございます。「③JICAの負う責任」の部分ですが、原文は「プロジェクトに関する～実施すべき責任を負う」というところです。それに対して「JICAは、協力事業の実施主体として、協力事業の内容については、環境社会配慮ガイドライン等に従って適切に実施すべき責任を負う。一方、現地での環境影響評価手続きは、相手国政府の判断と責任で行われるものである」という記述の方がいいのではないかというご意見でございます。氏家委員の代理の方、お願いします。
- **高梨氏** ECFAでございます。ここのところは、タイトルが「JICAの負う責任」となっております。そのような意味で内容を修正しているわけではなく、最初に現地の話を出すよりもまずJICAの話を出して、その後現地の責任を負う等という形で、文章の入れ替えを私どもは提案させて頂きました。
- **原科共同議長** 表現の問題ですか。

- **高梨氏** はい。そうでございます。
- **原科共同議長** この件はいかがでしょうか。表現の問題として、こうした方がいいというご意見でございます。よろしいですか。入れ替えて趣旨が変わらなければ、よろしいですね。それではご意見のとおりにしたいと思います。7番は以上でよろしいですね。8番目です。「環境配慮確認の基準」でございます。環境の「環」が抜けておりました。すみません。11ページの52。これも51に統合するというので、表現の問題でしょうか。そうでもないのでしょうか。この文で、52を51に統合するというJICAからのご意見です。山田委員から「各種基準に照らして」というのはOKになったのでしょうか。
- **山田委員** これは表現の問題ですので、51に統合されるのであれば、それでいいと思います。先程JICAの方でこれを51に追加するというので、「各種基準に照らして」とか「ガイドライン～」とかは一般的な話なので、入れなくてもいいと思います。
- **原科共同議長** それでは統合して表現するというのでよろしいですか。もしよろしければ、そのようにして頂きます。よろしいですか。それでは、そのように致します。あとそれに関連したところの基準の問題で、構成と内容の部分で47ページの144がございます。ご覧頂きたいと思います。これは澤井委員からのご意見で「環境社会配慮確認の基準」という部分を削除した方がいいということでございました。これは、しない方がいいというご意見もございましたので、この点を確認したいと思います。それから49ページの155。では、まず144からいきましょう。澤井委員、どうぞ。
- **澤井委員** 他の部分を含めてガイドラインの中で、具体的な基準を示すような方向性を示唆するコメントは避けた方がいいのではないかとというのが私のコメントの趣旨でございます。といいますのは、基本的な考え方というのは、どこかで触れていたかと思いますが、まず相手国の法制度や相手国の基準を尊重するということがまず指針としてあるわけです。その基準というのは、各国必ずしも統一されたものではありませんし、ガイドラインに具体的な基準を示すことによって、それがあたかもJICAが求める基準という誤解を与えるようなことになるのであれば、それは避けた方がいいと思います。
 おそらく途上国の方が読むと、そのような捉えかたをするだろうと思います。それからもう1つは、読んだ時に具体的な基準は何ですか、何がどの程度満たされればJICAはこのガイドラインを遵守と認めるのですかという質問が必ず途上国からきます。その時に具体的に答えられないのであれば、それは総論的な記述に留めておいて、後は具体的にプロジェクトを形成する段階で、マニュアル的にポイントをおさえていくというようなことが実務的なものであって、大きな指針の中でそこまで書く必要はないのではないかとというのがコメントの趣旨です。
- **原科共同議長** ということでございますが、これに対してご意見頂きたいと思います。これは環境社会配慮確認の指針だと具合が悪いですか。確かに基準だと、おっしゃるようになりきつい気がします。

- **澤井委員** もう1つ私分からないのは、ここで言っている基準というものが、みなさんどのようなイメージを持っているのかが分からないのですが、先程私が言いましたように、この基準というのが環境基準ですか、排出基準ですか、そのようなことも含むのであれば、私がさっき言ったことが含まれると思いますし、あくまでも基準というのが途上国にあって、あるいは国際基準というものがあって、そこをどのように扱っていくのかという方向性を示すのであれば、それはどこかの項目にありましたし、JBICのガイドラインもそのような記述になっております。まず何を基準としてイメージするのか。私は国際人権基準と言われても、何がどの程度かと言われて答えられない。あまりそのような言葉は使わない方がいいのではないかと考えております。
- **原科共同議長** これは全体から本ガイドラインの目的ですから、かなり包括的な表現です。おっしゃるように基準まで書いてしまうと、極端に具体的なものになり、今おっしゃったような懸念が大いにあると思います。ですから、この環境社会配慮の確認に対する記述がいます。確認の基準まで言ってしまうと行き過ぎなので、指針くらいかと思いました。それで質問致しました。これは抜いてもいいですか。そうすると確認のプロセスについて、ガイドラインに異常があるのは、それもまずいような感じがしますが、いかがでしょうか。山田委員、どうぞ。
- **山田委員** 澤井委員がおっしゃったとおり、確かにこのガイドラインの中に基準というものが示されておりません。だから基準というのは適当ではありません。もし例えば基本的な考え方ですか、そのような言い方を入れれば、このようなものの考え方で行っていくのだということであればいいのではないのでしょうか。
- **原科共同議長** そうですね。基本的な考え方、あるいは指針というようなことで、基本的な考え方の方がいいのでしょうか。いかがでしょうか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 私も前回この基準を残して下さいということでしたのですが、よく考えて見ますと具体的な「基準」という言葉を残すことに、私も躊躇を感じました。基準というのは、排出基準そのものなのです。先程申し上げましたが、基準値があれば日本側がそれを確認したのかどうか、あるいは基準値が10数項目にわたる場合に1つだけ漏れている場合はどうするのかという具体的な話になりますので、我々側の確認の責任の問題になってしまいますので、出来れば表現を変えるか、基準という言葉避けるということが賢いかと思います。
- **原科共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** これはおそらく支援と確認なのに、支援は内容、確認は基準になっているのです。私は「支援と確認の内容」でいいのではないのでしょうか。どのような内容を確認するかということは明示しておりますから、そのような意味で「支援と確認の内容」というようにすればいいかと思います。
- **原科共同議長** 「支援・確認」として、その内容ということでまとめる。今のはこのようなご提案ですが、その方がよろしいですか。

- **田中委員（環境省）** ご議論はご議論としてそのようにすればいいのですが、1つ今のガイドライン案の方で、「環境社会配慮確認の基準」というものが出てきます。
- **原科共同議長** 何番ですか。どこかで出てきましたね。
- **田中委員（環境省）** ローマ数字Ⅱの2の(4)です。
- **原科共同議長** 何ページになりますか。
- **田中委員（環境省）** この資料でいうと56ページに基準と書いてあります。これは何かというと、ガイドラインに照らしてみても、対象プロジェクトが要件を満たしているかどうかを考える際にどうしていくかということなんです。例えば相手国政府における様々な具体的な基準とか、あるいは国際的な一般的なものも含めて、環境面と社会面の具体性の程度に差があるのかもしれませんが、一応このような基準というものを持ち出している。多分これはJBICでも同じ書き方をして基準と書かれていると思うのですが、これに照らしてみてもいいと言っていて、それが非常に一般的なものであるので、基準という表現はやめた方がいいということであれば、それはそのような意味で後ろを含めて修正をすればいいと思います。
- **原科共同議長** そうすると、基本方針くらいの方が分かりやすいでしょうか。
- **田中委員（環境省）** 基本方針というと、今度はすごくポリシーとか、そのようなニュアンスも出てくるという気がします。
- **原科共同議長** どのような言葉がいいと思いますか。そうすると指針ですか。基準までいくと、少々強烈ということですか。片山委員、どうぞ。
- **片山委員** 片山です。これは判断上の条件や、あるいは判断基準、判断条件というのはいかがでしょうか。
- **原科共同議長** これは慎重に行いましょう。誤解を招きます。先程澤井委員がおっしゃったような懸念は確かにあります。どのような表現がよろしいでしょうか。判断条件。あるいは内容という提案もありました。「環境社会配慮確認の内容」。どうぞ。
- **川村委員** 実は私が出した修正提案でも、この99について触れております。今日の配布資料「EC.17/1」の裏、2ページ目に含まれております。ここで私が想定していたのは、実際このガイドラインで書かれているような183の国際基準・条約・宣言等を参照するというを実際に行うためには、JICAの内部で何らかのこなしの作業があるだろう。そのこなしの作業を行う中で、より具体的な指針のようなものが出来るのではないかと想定をして、私は99の中でも触れているわけなのです。そのあたりの事実確認といいますか、今後の方針。実際こうして環境社会配慮確認の基準の中で、こうした国際機関等のものを参照すると書かれている以上、何らかの作業をされていかないと、どの部分をどのように参照するのかというのは、そのままではなかなか分からないと思います。そのようなことをする予定はあるのか。あるのであれば、それを想定したような書き方がいいのではないかというのが、質問と意見でございます。
- **原科共同議長** JICAの鈴木さん、お願いします。

- **鈴木** はい。まず前にもご説明しましたが、セクター別の今あるガイドラインといったものは、この環境社会配慮ガイドラインができあがりましたら、改訂・見直しをする予定でございます。その際テクニカルな部分については、国際機関等の前もって出来ている参考になるものを参照しながら、直していくという趣旨でございます。課題別指針等についても、すでに現在人権条約等に言及してあるようなジェンダー、貧困等ございますが、課題別指針も今後見直していく中で、金融機関も含めた国際機関、条約等の動きはきちんと踏まえながら行うつもりでおります。あわせてグッド・プラクティス等も参考にして行っていくつもりです。今具体的に何がというスケジュールは持っておりませんが、基本的な考え方はそのようなことで進めていきたいと思っております。
- **原科共同議長** はい、どうぞ。
- **当日参加者：JICA 国際協力専門員 今井氏** 国際協力専門員の今井です。今の基準に変わるいい言葉がないかということですが、ただ単に参考ですが、これはやはり“要め”となるポイントを示すことが趣旨だと思います。ですから、そのような意味で「環境社会配慮確認の要点」や、英語で言えば「重要なポイント」というそのような言葉が適切ではないでしょうか。ただ参考でございます。
- **原科共同議長** 要点ですね。基準という言葉避けて、他の表現にしましょうということで、指針、基本方針、内容、要点というご意見が出ました。どのような表現がよろしいでしょうか。田中委員、どうぞ。
- **田中委員（専門員）** この基準については、JBIC が作られたガイドラインにも基準という言葉が載っていないはずなのですが、私は今井専門員がおっしゃったような、「要点」「要件」という言葉がいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 要件ですか。要点と要件。47 ページの 144 に戻って下さい。あてはめてみます。シミュレーションしてみます。2 行目です。「環境社会配慮支援の内容、環境社会配慮確認の基本方針～」。この表現はいかがでしょうか。2 番目は「環境社会配慮確認の指針～」。3 番目です。もう一度最初から読みます。「環境社会配慮支援の内容、環境社会配慮確認の要点～」。4 つ目にいきます。「環境社会配慮支援の内容、環境社会配慮確認の要件～」。どのあたりが今の議論でいきますとよろしいでしょうか。要点という感じがします。
- **國島共同議長** 要件は次にもあります。
- **原科共同議長** そうですね。それでは、今井専門員のご提案の「要点」と致しますが、いかがでしょうか。いいですね。ご専門の方のご意見を頂きまして、要点と致します。それでは、このところはそのようになりますので、田中委員からご指摘がございました 56 ページの 181 があります。(4) の表現も変えなければなりません。そうすると (4) も「環境社会配慮確認の要点」とそういうことで修正して頂きます。この点はこれよろしいですか。99 は 32 ページですね。32 ページの 99 で「なるべく具体的に、方針、手続き、要点を～」となるのでしょうか。これはどうですか。確認の要点。要点だけで

は分かりません。

- **國島共同議長** 澤井委員案がいいのではないのでしょうか。そのまま削除して、修文するというのでいかがですか。
- **原科共同議長** では、澤井委員のご提案に従うことでよろしいですか。では、これで決まりました。川村委員、どうぞ。
- **川村委員** 私の提案に 99 の修正というのをしているのですが、これは人権のところでもたまたもう一度入れる場所も含めて、今日の議事の修正提案です。
- **原科共同議長** 今日の綴じたものがございまして、「EC.17/2」の 2 ページ最後に「120 において行った提案を移動」ということで「90 なるべく具体的に、方針、手続き、基準を示すべきである」とありますが、これは「～方針、手続き等を示すべきである」となります。「さらに～」以下は、ここではなく他でということですか。
- **川村委員** 他でも可能かと思えます。少々ペンディングにして頂けますか。
- **原科共同議長** そうですね。今この段階で議論しなくてもよろしいですね。それは人権のところですか。人権のところ、今の 39 ページの 99 も議論するというメモを加えください。それでは戻りまして「EC.17/4」の 2 ページ目の 8 は、以上でご理解頂いたということよろしいでしょうか。
- **國島共同議長** あと 49 ページの 155 があります。
- **原科共同議長** 失礼致しました。急ぎすぎました。それでは 49 ページの 155。そうですね、これがありました。これは松本委員から、このような修正案を頂いております。(案 1) と (案 2) がございまして、どうするかということです。49、50 ページにかかりまして、トータルでご議論頂きます。それではもう一度ご説明頂きます。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 皆さんのご意見も色々頂いて、括弧内の整理が必要だということでしたが、運良く 7 月の終わりに世銀グループの 1 つである IFC の方で、非常にまとまった社会影響についてのペーパーを出しています。これはドラフトで、まだパブリックコメント中なのですが、これを見ても実はポイントははずれていないということが良く分かったのですが、ただ整理の仕方は確かに IFC の方がしっかりしていたので、その IFC のペーパーを参考に改めて自分のポイントを整理したのが、このようになります。少々例示をして、地域経済等のまとまりを書いております。長いといえば長いのですが、ただこのくらい書かないと、少々趣旨が伝わらないと思ひまして、このように書きました。
- **原科共同議長** これは 8 に入れましたが、私の整理した項目 (EC.17/4) で言いますと 18 でしょうか。「環境社会配慮関係の内容の具体的な取扱について追記するか」と関連したご意見とみてよろしいでしょうか。
- **鈴木** 原科共同議長が整理されたものの 21 ではないでしょうか。
- **原科共同議長** 21 ですか。18 と 21 は似たような感じですね。21 に書いてあるのは 49 ページの 155 です。55 は間違いです。このところ、この件は改めて議論したい

と思います。いかがでしょうか。今松本委員からは、国際的に新しい概念整理が進みつつあるので、それを参考にしたらどうかというご意見でございます。前回の議論では、基本的に松本委員のご提案にそった形がいいのではないかという方向になったと思います。いかがでしょうか。

- **國島共同議長** ここは起草グループからの資料で（案1）と（案2）になっていたところの資料が出ているのですが、それ以降特に起草グループの中で、議論が煮詰まったり、深まったりということではなく、今2つの案が出ている状態で議論してよろしいのでしょうか。これは両方ご意見があります。
- **原科共同議長** これを読むのに時間がかかりますから、少し休憩を取ります。ちょうど10時50分になるところですので、10分程休憩を致します。それから今日の進め方でございますが、少々予定よりペースがいいので、本日は13時までお願いしておりましたが、出来ましたら12時30分で区切りをつけたいと思いますが、よろしいでしょうか。私も2時から神奈川県環境影響審査会がございまして、12時30分に出ないと間に合わないものですから、私の事情もございまして、今日は3時間でだいたい予定以上いきそうですから、そのようなことでよろしいでしょうか。では、ご了解頂いたということにします。その前に一言どうぞ。
- **当日参加者：農林水産省 富樫氏** 先程農水省から出しておりました、役割分担の明確化のことなのですが、先程山崎と連絡を取りまして、基本的に農水省から意見を述べさせて頂きましたので、原文のままということでした。ただ1つ山崎と打ち合わせをした中で、JICAの宿題となっている提言（案）別表の中で、役割分担の明確化をして頂ければということでした。役割分担ということは、別の言い方では責任の分担ということですが、役割分担を明確化したからといって、必ずその後の事業の連携に影響を与えるという意味で我々は言っているのではございません。どのような形で役割分担と、その裏あわせの責任の明確化を図り、お互いが連携しながら効率的・効果的な援助をするという観点ですので、そのところはJICAがご検討頂いておりますプロジェクトサイクルの別表の中で明確にして頂ければというのが農水省からの意見です。
- **原科共同議長** はい、分かりました。今ご意見を頂きました。ですからテキストに関しては原文のままがいいというご判断でございます。ただご趣旨のところは、別表の中で表現して頂きたいということです。基本的には全体の議論の中の基本方針としては、同じだという理解でよろしいですね。ですから、政府としての透明性を高めるシステムとして、我々は提案しておりますので、その趣旨にそった形で提言をまとめたいと思います。何かございますか。一言どうぞ。そろそろ休憩にしますので、よろしく願います。
- **深田** すみません。役割分担と責任の明確化というところは、私は正しいことだと思っておりますが、本件で議論していることの役割分担と責任の明確化というのは、一体何なの

かということです。そうするとスクリーニングのところの責任の明確化ということ、農水省のご提案にそって定義することは、我々は違うと思います。JICA も当然責任を持って行っていく。政府と一体となっていくのであるけれども、そこを明確にするということであれば、政府に全て責任があるのですか。あるいは JICA が全部責任を負うのですかという議論に戻ってしまうので、その一点だけ私の意見を述べさせて頂きたいと思います。

- **原科共同議長** それでは、今のような議論を踏まえまして、作業を進めて頂きたいと思います。10時50分に休憩を取る予定でしたが若干延びましたので、改めて10分間ということで11時5分まで休憩致します。

-----◇-----
休憩（10：55～11：05 10分間）

- **原科共同議長** では、そろそろ時間になりましたので再開致します。今、49ページの155ですが、前回の議論を踏まえすと、松本委員のご提案を基本に整理したいということだったと思いますが、そういったことでよろしいですか。特にご異議がないようですので、世界銀行による整理ということもございますので、そのような国際的な表示にあわせてまとめて頂きたいと思います。では、これは起草グループよろしくお願い致します。次に9番の情報公開にまいります。14ページに戻り、61、62、63です。基本的に情報公開は積極的に進めたいということで、前回の議論でも國島共同議長からのご提案で、積極的な姿勢を示すべきだということで、皆さんの合意を得て、そのような表現になっております。14ページのところでは、中身をどのような形で表現するかということがございます。これは川村委員からご意見を頂いておりますので、ご説明をお願いします。
- **川村委員** 私の議論というのは、情報公開をなくせということではなくて、原案の4のところ、透明性の確保とステークホルダーとの参加というのは、2つの目的として挙げられております。この2つの目的をまず明示した上で、その手段として情報公開というものを書く。ですから64のところ、64のところでしている提案というのは、これは見出しも含め、修正案には含まれておりませんが、情報公開という見出しも含めて書くということです。だから情報公開をなくせということでは、もちろんありません。
- **原科共同議長** 見出しの表現を「情報公開」ではなく、「事業実施における透明性と説明責任」に変えた方がいいというご提案ですか。
- **川村委員** 正確に言うと、4についてはそうですが、5をステークホルダーの参加にし、さらに6というのを追加する。実は63-aにそれも含まれるのですが、6で情報公開が入るということです。
- **原科共同議長** 今のようなご提案ですが、いかがでしょうか。
- **川村委員** この提案の趣旨というのは、その説明責任と透明性というのを少し全面的に

出しておいた方がいいだろうということで、情報公開を後ろに隠せということではありません。

- **原科共同議長** 透明性と説明責任というのは、重複感があるように思います。説明責任を果たすために透明性が必要だということだと思います。情報公開も説明責任を満たすための手続きですね。そのような条件だと思いますので、どれか1つの言葉でもよろしいのではないのでしょうか。
- **川村委員** そうですね。
- **原科共同議長** そうすると1つ選ぶとすれば、「事業実施における説明責任」の方がよろしいですか。
- **川村委員** そうですね。ただステークホルダーの参加のための情報公開というものも位置づけされています。それもとても重要だと思います。その2つの目的をきちんと明示した上で情報公開というのを語った方が、整理としていいのではないかということです。別に強くこだわることはありません。より分かりやすくするという趣旨だけです。
- **原科共同議長** そうすると今のご提案では、「4.情報公開」というのは具体的な条件なので、その前に1つの概念のようなものを出すために、まず4番で説明責任のことを訴えましょう。これは事業者の責務として考える。それからもう1つはステークホルダーの参加があって、その2つに関わるものとして6番目に情報公開という項目を挙げた方がいいだろうという、そのようなことですね。このようなご意見でございます。いかがでしょうか。
- **川村委員** 1つだけよろしいのでしょうか。このように挙げたのは、ステークホルダーの参加や透明性の向上というのは、情報公開だけではありません。他にも色々な方法がある。中でも特に情報公開は重要だから項目として立てるわけですが、その原則としてまず透明性とステークホルダーの参加というのは、きちんと独立で書いておいた方がいいのではないかということもあります。
- **原科共同議長** いかがでしょう。松本委員どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 今の川村委員のような整理のし直しでも、全く問題はないと思います。それで私の方でもう1つ意見を出させて頂いているのが、川村委員のご提案としてステークホルダーの意味ある参加という表現をされていらっしゃるのですが、私の方では具体的にステークホルダーの意見を意思決定に十分反映するという、より具体的な表現にしております、出来ましたらこちらの表現にして頂ければと思っております。
- **原科共同議長** 意思決定に十分に反映する。これが意味ある参加の中身だということでございます。それでは特にご異論はないようですので、整理の仕方と致しましては、項目を1つ追加する格好になりますが、④の情報公開の部分は「事業実施における説明責任」というのはいかがでしょうか。それから⑤はこのままになります。それから⑥として「情報公開」を付け加えます。従いまして⑥はすでにありますが、15 ページの一番

上の「⑥モニタリング、フォローアップ」。これは⑦になるという格好になるということでもよろしいでしょうか。田中委員、どうぞ。

- **田中委員（環境省）** 異論を述べるつもりではないのですが、確認です。④が説明責任で、⑤がステークホルダーの参加で、⑥が情報公開と伺いましたが、中身は④にステークホルダーも出てくれば、情報公開も出てきている。つまり完全に混在しているのが気になります。そのような理解の上で、あえて3つ混在のまま並べるということであれば、それは強調する意味はあると思いますが、それはどうかと思います。強調したいのであれば、文言の方を整理するという手もあるかもしれません。
- **原科共同議長** ですからそのような意味で、情報公開の順番から言うと、「③早期からの配慮」の次に「ステークホルダーの参加」があって、④と⑤を入れ替えるという手もあると思います。その次に情報公開。ステークホルダーの参加のところで、透明性や説明責任という議論も出てきます。鈴木委員、どうぞ。
- **鈴木** 少々整理をしたいと思います。表の右側に川村委員の整理に基づいて、文言を提示されていらっしゃると思いますので、1つの理解として事業実施における説明責任が④で、その下に川村委員の今ご提案である「JICAは事業実施において、説明責任と意思決定における透明性を確保する」、「⑤ステークホルダーの参加」で、松本委員の文言を追加するという事で、より現場に則した環境社会配慮の実施および適切な合意形成に資するため、幅広いステークホルダーの参加を推進し、ステークホルダーの意見を十分に意思決定に反映する。これが⑤でございます。⑥の情報公開で川村委員の修文の「JICAは上記2つの実施のため、情報公開を積極的に行う」。そうすると少し整理の仕分けや、中身の仕分けは、オーバーラップせず、関連性を持たせた形なのではと理解致しました。
- **原科共同議長** いかがでしょうか。今のような格好でどうでしょうか。
- **田中委員（環境省）** 趣旨は分かりました。つまり私が言いたかったのは、おっしゃるように情報公開というのは手段であって、透明性・アカウンタビリティ・ステークホルダーの参加、参加には手段もあるかもしれませんが、概念のレベルが違うという意味で、それを全て並べるのかという趣旨ですが、その中身を書き分けて並べた方がいいということであれば、それはそのような整理を取ります。
- **原科共同議長** 田中委員がおっしゃったように、整理について混在している気がしますが、強調したいというところに重点をおきましょう。今、鈴木さんのご説明があったと思いますので、だいたいそのような方向に致します。1つだけお願いがございます。ステークホルダーの参加のところなのですが、意見を意思決定に十分反映するというその次に、「これによって意味ある参加を実現する」というようなものを1つ加えて頂くと、意味ある参加というのはよく使われている言葉なので、よく理解が出来ると思います。英語では **Meaningful Participation** という言葉はよく使いますので、一文を入れておいて下さい。よろしいですか。どうぞ。
- **吉田委員** 今の整理でいいのですが、これは理念の中にきちんと入っておりますので、

そことの整合性も取りながらという了解で行いましょう。

- **原科共同議長** そうしましょう。高橋委員、どうぞ。
- **高橋委員** すみません。私は私用があつて、前々回委員会に出られなかったのですが、私も小さなコメントをここに出させて頂いたのですが、締め切りには間に合わなかったもので、この表には入っておりません。実は、ステークホルダーの参加の文章のところ、「適切な合意形成にするために、幅広いステークホルダー～」というところの「幅広いステークホルダー」というところを、「幅広く、かつ公正なステークホルダー」と「公正」という言葉を入れたらどうかという提案をさせて頂きました。ただこれは、「適切な合意形成を資するため」という意味で、これまでの議論と **redundant** になるかもしれません。只、後でも出てくるのですが、平和や紛争への配慮をする時に、やはり「公正な」というのが極めて大事な部分であります。そのような意味でここに「公正なステークホルダー」という言葉を入れさせて頂きたいというように思いました。
- **原科共同議長** 今のご意見はいかがでしょうか。「公正な」という言葉を加えた方がいいというご提案です。「幅広く、公正な」というような表現になると思います。私は何が公正かということが気になってしまいますので、少し疑問です。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 私も同じで「公正な」というのは、「不公正なステークホルダー」ということが分からないので、どのようなお考えかもう一度お聞きしたいと思います。
- **原科共同議長** 高橋委員、どうぞ。
- **高橋委員** 特に私は紛争をイメージしていたのですが、そこになんらかの小さな紛争も考えているのですが、衝突があつた時に人数的な割合も含めて、どのようなステークホルダーの参加が適正かということです。情報公開や広いパブリック・コンサルテーションの場における参加のあり方です。単に「幅広く」ということだけでは、若干弱いかと思いましたが、「公正」という意味合いで適切性を強調したいと思ったわけです。
- **原科共同議長** そうすると公正という表現だけでもよろしいですか。
- **高橋委員** 別の表現でも構いません。
- **原科共同議長** 公正というとまた議論が生まれるかもしれません。どう言ったらいいでしょうか。そこに関わる主要なステークホルダー全てということですか。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 理念の方では、そうしていくと大変だということで、理念の方では確か「基本的人権と民主的意思決定システムに基づき」という極めて広い形で理念にしております。それをブレークダウンしてきて、ここで公正という言葉を入れてもおかしくないし、むしろフィットするという印象を持ちます。
- **原科共同議長** そうですか。いかがでしょうか。山田委員、どうぞ。
- **山田委員** ただそのステークホルダーの参加の結果としての公正さをなるべく求めるということですが、ステークホルダーの参加の段階から、公正なステークホルダーの参加というと、例えば紛争の時に JICA が上に立って神のような立場で「あなたは公正」、

「あなたは不公正」と言っているような感じなので、公正なステークホルダーの参加というと、やはりなかなか難しいのではないかという気がします。言葉として抵抗感があるのは、そのようなイメージだと思います。

- **原科共同議長** そうですね。幅広いという言葉を使ったのは、公正なという表現ではなくて、関係者全てという意味合いが入っているかと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。
- **当日参加者：M&Y コンサルタント 三原氏** これは形容詞にしているからおかしいのであって、副詞にしてしまい「公正にステークホルダーを」とすれば問題ないのではないかと思います。
- **原科共同議長** なるほど。幅広く、公正にステークホルダーの参加を推進する。いかがでしょうか。どうぞ。
- **高橋委員** 私のコメントからあまり混乱をさせてしまい申し訳ないのですが、先程川村委員と原科共同議長がおっしゃった「意味ある参加」というところで、そこにもしそのような私の意図する内容が含まれているのであれば、表現が **redundant** になってしまう可能性もありますので、必ずしも強く押すものではありません。
- **原科共同議長** どういたしましょうか。公正という表現ではなく、他でカバーするというところでよろしいでしょうか。今のご提案に従いまして、そのように致します。ここでは「公正な」という表現は入れないけれど、他でその部分をきちんと表現するということにします。そのようなことで、起草グループの方よろしいでしょうか。それでは、次にまいります。この部分 **61**、**62** というのはだいたい構成できました。構成と内容が関連する箇所でございます。46 ページの **141** をご覧下さい。情報公開の部分ですが、**141** は多様なステークホルダーということで、ちょうど今の議論に繋がります。JICA の修正提案は「相手国政府の協力の下」を、情報公開を積極的に行うというところに入れるということです。これに関しまして、いかがでしょうか。前回は、これは議論することによって残すことにしたものです。原文では「積極的に公開を行う」で締めておりますが、修正の提案は「情報公開を確保するため、相手国政府の協力の下、事業実施主体の了解を得た上で積極的に行う」ということです。
- **鈴木** 1つよろしいでしょうか。少々 **redundant** に我々の方もなっておりますので、「実施主体の了解を得た上で」を削除しまして、「情報公開を確保するため、相手国政府の協力の下、積極的に行う」ということに修正提案を致します。やはり協力を得ることの必要性については、委員会で議論があつて、そうしようというのが理解だったと思います。実際協力がないと、なかなか情報公開というのは現場では出来ないものです。我々の趣旨はそのようなことです。
- **原科共同議長** 「了解を得た」と言うと、了解を得なければ出来なくなってしまいます。
- **鈴木** はい。そのようなことで、「協力の下」というところで、よろしければそれをお願いしたいと思います。

- **原科共同議長** それでは修正致します。作本委員どうぞ。
- **作本委員** 今の鈴木さんのご意見は 200%よろしいかと思えます。
- **原科共同議長** 作本委員お一人で 200%ですか。他の方はよろしいでしょうか。よろしいですか。「情報公開を確保するため、相手国政府の協力の下、積極的に行う」ということにします。よろしいですか。特にご異論がなければ、それはそのようにさせていただきます。それでは、この件は了解致しました。次は 49 ページ 154 の a から f までです。
- **鈴木** 私どもの提案についてよろしいでしょうか。ここは取り下げさせていただきます。委員の方から、これはこの雰囲気にとぐわなないのではないかというご意見がございましたので、ここは全部取り下げさせていただきます。
- **原科共同議長** 分かりました。取り下げということに致します。それでは 52 ページの 162 でございます。これは修正提案で、原文のような形ではなく別紙 1 に移動させるということでございます。
- **鈴木** すみません。私どもの提案ですが、JICA ばかり説明して申し訳ありません。ここは現地環境影響評価報告書の情報公開というところのパラグラフだと思うのですが、ここは相手国に求められる環境社会配慮の対象プロジェクトの一環なので、そちらでまとめている部分に入れてもいいのではないかという提案でございます。特に大きく固執するところではございませんが、ここはそのような趣旨でございます。ただここは、あえて本文中に書くことが重要という委員会のご意見でした。
- **原科共同議長** ここは重要だと思いました。ですから、別紙にいつてしまうと、あまりよくないのではないかという感じを持ちますが、いかがでしょうか。
- **鈴木** 私どもの提案は取り下げさせていただきます。
- **原科共同議長** よろしいですか。ではこれはもとのままに残しておきましょう。62 ページの 193 です。修正の提案でございますが、「当該国の法に則り、対象プロジェクトの環境社会配慮に係る情報提供を実施することを支援する」。「当該国の法に則り」という部分がポイントかと思えます。この点はいかがでしょう。「法に則り、情報提供を実施する」ということになると、かなり制約的になるのではないかという印象を持ちます。よろしいでしょうか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 情報公開について、ある程度法制度が出来ている国の場合にはプラスに働くかもしれませんが、全くないような国では足をひっぱる可能性がありますので、そこをマイナスにならないようにしなければいけないと思えます。先程と同じ立場です。
- **原科共同議長** このことはむしろ書かない方がいいかもしれません。当然当該国で厳しい法があれば、則らざるを得ないので、あえて書くとマイナスかもしれません。では、これは原案通りでまいりましょう。次は 70 ページの 218、219 でございます。これは「速やかに情報公開を行う」という点は、これは皆さんご了承頂いた点だと思いますが、その他の点でございます。これはよろしいですか。218 はよろしいでしょうか。どうなりましたでしょうか。松本委員、どうぞ。

- **松本委員 (FoE Japan)** JICA の方から、この最後のこの報告書の公開自体を削除してしまうというような提案だったと思います。
- **原科共同議長** 以下削除と書いてあるのですね。失礼致しました。
- **松本委員 (FoE Japan)** それは削除してしまうと困るという意見です。
- **鈴木** 私どもの趣旨は、案件採択前ということでございますので、ここは外務省のお手伝いする形で行っている案件、まさに形成・発掘作業のところですので、外務省のご意見も伺いたいというところがここでございます。
- **原科共同議長** これはいかがでしょうか。外務省からのご意見も頂きたいと思います。
- **鈴木** ここはもう1つ、217のその前のパラグラフとも関係している部分でございます。
- **原科共同議長** そうですね。これは後で議論する予定の部分が絡んでまいります。「EC.17/4」の3ページの14で、「日本政府に求められる取り組み」の中です。
- **鈴木** 217の松本委員の新しい修正提案のところで、採択前に意思決定に先立って、「JICAは事業実施国、実施地域、事業概要の3点をホームページ上で一定期間情報提供し」というところが採択前でございますので、採択前の情報をどう公開するかというところがございます。
- **原科共同議長** 大事なポイントですね。これは議論したいと思います。いかがでしょうか。田中委員、どうぞ。
- **田中委員 (専門員)** 採択前の段階というところで今議論しているのですが、実際の実務上採択された後に報告書等の情報公開も色々あるわけです。ここの採択前のところで出すというのは、私は情報を出すことがいいことだとは思わないと考えております。以上です。
- **原科共同議長** はい。國島共同議長、どうぞ。
- **國島共同議長** 公共的なお金を使って行う事業を、計画あるいは具体的な入札の前に情報を公開するということは、土地を買い占めたり、色々暗躍する人がいたり、利権を自分のものにしようとする人がいるから出すべきではないという議論は、日本国内の公共工事で延々と議論しており、10年近く前まではそれがいいということでした。最近は変わりまして、このような事業計画がある、このような工事の入札があるということを、なるべく早くわかった範囲で早く公開するような方向になってきていることを勘案して、私は提言として、今おっしゃったようなご心配が実際にあって、皆さんがJICA環境社会配慮ガイドラインを作る時に、そこを勘案したものにするということについては、聞く耳は持ちます。提言としては、原案プラス松本委員等のご意見で、どこのステップがどうかということあまり気にせずに、とにかく原則公開するという形を基本姿勢として行うことを提案することが、私はいいと思います。
- **原科共同議長** 私も一言申し上げます。私の言うことは、皆さんもお分かりのように同じ意見です。これは今國島共同議長がおっしゃったように、事実関係としてそうっておりますし、情報公開法自体の考え方は、意思形成過程情報も例外的に非公開はできま

すが、原則公開なのです。ということは、99%公開しても構わないということなのです。ただ行政の窓口で変な運用をしておりますが、法律を作る時の議論は原則公開なのです。ですから、今おっしゃったように、本当に懸念されるのは基本的に例外の場合だけなのです。このことはさらに進んでおりまして、土地収用法が一昨年改正されましたが、その時に土地収用のためには公益性の認定が必要なのです。

これまで案件形成段階の情報が十分公開されなかったために、住民に対する情報公開もなく、本当に今のような参加はなかった。従って、公益性の認定が不十分だったということは確認されました。国会の衆議院の議論・参議院の議論の附帯決議において、前段の公益性の認定をきちんと行うための参加のプロセス。これを進めることに決まりました。現実的に国土交通省は、昨年8月にそのような通達を出しておりますし、そのような事実関係を踏まえすと、これは積極的に情報公開を案件形成段階で行っていくことは自然だと思っております。これが私の意見です。山田委員、どうぞ。

- **山田委員** JICA や外務省が要請採択前の段階の情報に慎重なのは、JICA や外務省の意思形成過程を出したくないということではなく、むしろ相手国側に、日本側にも案件がいない段階で、相手国の情報を出すことに対して慎重なのです。ですから、情報公開法5条の5号や6号でなく、3号の心配をしているのだらうと思います。その要請を採択したというのは、なおかつ行うという段階の話ではなく、例えば③で無償資金協力で言えば、予備調査段階・基本設計調査団を出すというところであって、それ以前の相手側の要請を採択する前の情報を、日本側の都合ではなく、相手側のことを考えて出さない場合もあるのではないのでしょうか。そのような趣旨で、ここの部分の情報公開を削除しているというように理解しております。もし違いましたら、訂正頂きたいと思えます。
- **原科共同議長** 相手側の不利益を被らないようにという趣旨ですね。企業情報、あるいはそれに類するもの、あるいは外交上など。ただ外交上と言い過ぎてしまうと、概念が広くなりすぎてしまう。
- **山田委員** 外交上というのは、相手国の利益ということです。
- **原科共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員(メコン・ウォッチ)** 今山田委員がおっしゃったようなポイントというのは、情報公開の中のグレーゾーンで、常に議論のあるところで、どの程度までそれが許され、どの程度が公開なのかというのは、まさに審査会で毎回議論になるところだと理解しております。一般論としては理解しますが、しかしカテゴリA案件で、大きな影響が予想される案件について、JICA の責任という限定的な情報について私がここに書いているのは、実施国・実施地域・実施概要です。この3点について公開して、それについて情報を持っている人、あるいは非常にその地域に特別に詳しい人から有益な情報を得ようという趣旨で、ここはかなり限定的な書き方をした情報公開だと思います。

ですからそのような意味で、一般論として山田委員のお話はあるとは思いますが、私

はそれ以上にこの段階で、この程度の情報公開で反応するような意見を吸収するというのは、カテゴリ A 案件を出来るだけ早期の段階で対応するためには、非常に重要だと思います。しかもこれまでよく話に出ているように、スクリーニングの段階での JICA のキャパシティにかなり限界があるという話は何度も出ています。限られたスタッフが、何百という案件を見ていった時に、本当にきちんと見られるかどうかという問題もありますから、ここの私の趣旨は、その後のプロセスでも色々問題は解決できると思いますが、このスクリーニングの段階では、やはりカテゴリ A 案件になるようなもので、とにかくひどいものというのは、きちんと見つけておこうという意味でここに書いているわけです。

もちろんそれは、一旦採択をして、その途中で取り下げればいいではないかというご議論もあるかもしれませんが、私はこの段階では案件名、実施地域、実施概要を出しただけで、いくつか意見が出ていくような案件については、やはりより慎重にならなければならないということのサインでありますから、非常に有益な情報がその段階で得られると思いますので、公開による益というものは大きいと思います。

- **原科共同議長** 今 217 に関して、私が先程申し上げたのは 218 のところでございましたが、69 ページの 217 の松本委員のご意見は、非常に限定的に、まずこの部分を公開すべきだと示しているわけです。そうすると今の山田委員、218 に関しては慎重に配慮ということで構いませんか。
- **山田委員** 217 のようなことは、反対は特にありません。調査報告書をそもそも作るかどうかということも、②についてはあるわけです。
- **原科共同議長** 217 に関しては、松本委員のご意見でいいということで整理しますが、よろしいですか。
- **鈴木** すみません。217 のところについて、あまり JICA が発言してはいけないと思います。
- **原科共同議長** では、決まりです。あまり JICA の注文だけ言ってしまうと、提言委員会で提言する意味がなくなってしまうと思います。富本委員、どうぞ。
- **富本** 今、山田委員からのご発言がありましたので、JICA として何か言う立場ではございませんし、むしろそのような方向で政府が一步進みだして頂ければ、そのような方向に行かざるを得ないと思っております。むしろ政府等が行うことについて、一文言及があってもいいのではないかと思っております。むしろ JICA が勝手に出したというよりも、政府が基本的に要請段階等でカテゴリ A 案件や B 案件を出すということであれば、それはそれと整合性を取らせるということになると思います。そのような議論で進めて頂ければと思います。
- **原科共同議長** はい、分かりました。それでは 217 に関しましては、松本委員の修正でよろしいでしょうか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 私も情報公開は出来るだけ早くということ、原科共同議長のご意見に基本

的には賛成です。ただ私どもは環境社会配慮だけではなく、先程からお話がありましたような情報を公開するということによって、経済的な側面、その他があるわけです。そちらについて私は知識がないものですから、投機等心配はないということも出ましたが、環境以外の側面で情報を早く公開するということの全像が私は掴めないのですが、大丈夫でしょうか。

- **原科共同議長** それでは、山田委員どうぞ。
- **山田委員** 松本委員の修正を、日本サイド（外務省や JICA）からすれば、これを出したからといって悪いことはないのですが、これをするのであれば相手国側の了承を取り付けて、これはカテゴリ A としたから、このように出しますということは、まさに経済的な影響や色々な影響があり得る。それを承知した上で、採択もされていないのに日本側でさらされてしまうわけです。大概の国はそれで問題はないと言ってくれるかもしれませんが、問題ないという了承を相手国側から取り付けなければいけないということだと思います。それは日本政府や JICA が一生懸命情報を公開しようと思っても、相手の都合を無視して一方的に出来ないということです。ホームページ上で一定期間情報を公開するためには、採択前の段階で最低限相手国の了承がいるのではないかとこのような気が致します。
- **原科共同議長** 國島共同議長、どうぞ、
- **國島共同議長** 重ねて同じことを言うかもしれませんが、先程の作本委員のご心配で、透明性を向上させるというような意味で、今言ったようなご心配は、この件に限らず色々なことにあると思うのですが、今回我々が議論しているのは、JICA というところが行う仕事であり、外務省を通じて、税金を使って行うことの件である。従って日本の国として考えれば、せっかく行うのだから、それを通して日本が信頼され頼りにされる。そのためには、やはり公正に行う。一様に定義は難しいのですが、私は何故色々な心配があっても、基本スタンスは透明性をとにかく上げるべきだ。公正であるということを実現するための手段として、色々調べたり、こことこの分配はこのような比率にしますというような説明は諸々個別に出来ると思うのですが、結局はプロセスを透明性にしておく。そのことが公正に行っているということを示す手段として、他にも色々あると思いますが、私としては最もよい手段であると思います。ただ山田委員がおっしゃったように、アフリカや中南米であれ、相手の事情が色々あるので、日本の同じような感覚で行うことには違和感があるのですが、しかし原則として、頼りにされ、信頼される日本として、税金を使って公正に行っているのだということの手段として、ここは我々サイドとしては強く推進していきたい。そのようなことでいく方が、私はいいと思っています。
- **原科共同議長** ありがとうございます。私は 69 ページの松本委員のご提案の中身を見ますと、通常言われるような懸念が生じるような可能性が、そんなに高くはないような感じを持ちます。これは 3 点、事業実施国、実施地域、実施概要ですが、これは具体

的な立地点に対して、特定化している段階ではありません。かなりラフな段階です。ですからこの程度の情報であれば、そういった懸念は生じないと思います。実際コンサルタントの皆さんから教えて頂いたお話では、具体的な立地点が出てまいりますと、色々問題が生じることもあるということもお聞きしましたが、このレベルのものでは、それは起こりにくいのではないかと思います。

それから実際の問題、多くの場合に、日本でもそうだったのですが、政治的な問題がありました。政治家等がインサイダー情報を持っていて、結局その人達が裏で動いているわけです。それで公共のお金を使うということが起きております。これは皆さんもご存知の通りです。それと類したことが起きるので、それはむしろインサイダー情報が生じないように、事前に情報を公開することによって、インサイダー情報が意味を持たなくなります。つまりあらかじめ決まっていることを、ある人が知っているから土地を買うわけで、みんなが知っていたら地主は売りません。それはインサイダー情報があるから、そのようなことになるのです。

ですから情報公開を最初にした方が、そういった買占め自体が起こりません。実際に経済価値が上がるのは当たり前なので、当然開発効果なのですから、それは別の形で回収すればいいのです。ですから、それは全く別の話で、そういったことをいうと本末転倒、倒錯した議論になってしまいますから、土地の買占めが生じるから情報公開をしないというのは、全く逆のことだと思います。情報公開をすることによって、インサイダー情報が生じない。それによって、おっしゃるように公正なことが生じると思います。これは極めて重要なことで、日本の経験がそれを示しております。ですから今、国土交通省は変わってきていて、私もずっと見ており、そのように感じをもちしております。松本委員、どうぞ。

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 一点だけ申します。山田委員の話で了解という話がありました。私は基本的にここについては、了解が取れるような内容を事業概要で工夫して書くということであって、ここに了解を取るということを盛り込むことには反対です。従って事業の内容について、そのようなセンシティブなものは入れない工夫は出来るわけですから、そのような意味ではこのまま書いておくということを改めて確認させて頂きたいと思います。
- **原科共同議長** 吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 今の山田委員と松本委員のところで、途上国側に要請をするということは、このような情報が公開されますということを納得させておけばいいのです。そのような努力をすれば、この問題は解決すると思います。まさにそれが非常に大事なことだと思います。
- **原科共同議長** それでは、吉田委員から頂いたご意見のように、そのようなことだと思いますので、これは松本委員の修正でよろしいですか。それでは 70 ページの 218 は、調査結果報告書の情報公開を行うという記述でございますが、この点はいかがでしょうか。

か。田中委員、どうぞ。

- **田中委員（専門員）** この調査報告書の情報公開につきましては、多分色々と先方政府の人達にはあまり嬉しくないようなことも書かれた報告書になる可能性もあります。先程山田委員がおっしゃられたように、先方政府とこの報告書の情報公開について、合意を経た上で情報公開を行うということであればいいのですが、こちらが勝手に行うということにはならないのではないかと思います。採択前の段階の調査報告書という意味です。この点につきましても吉田委員がおっしゃられたように、その前に先立って情報公開をどのようにするかという合意形成を取っておけば、ここも解決する問題であると思います。ここについて出来れば一文、先方政府との合意を経た上で報告書を公開するというを書いて頂けると、よりいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 先方政府の合意を得た上でという修正をしてはどうかというご提案です。いかがでしょうか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 先程の原則のところに戻ってしまうのですが、相手国政府の了解を得た上でということをしなないと、実際国内法の壁の前で動けないということは分かるのですが、もしその考え方を入れるとすれば、全て情報公開の根底が崩れてしまうと思います。ですから、先程吉田委員がおっしゃられたような基本原則を示せばいいものなのか。あるいは相手国に情報公開について考え方の幾分たりともないところに、このような情報を流すことで混乱が起きてどうなるのか、整理がつきません。
- **原科共同議長** それでは、田中委員どうぞ。
- **田中委員（専門員）** その点につきましては、このような情報公開を行わないと、採択自体が難しいという説明をしなければならぬと思いますし、それで先方が納得するのであれば、それは要請として出てきて採択に入るという道筋をつけなければいいのではないのでしょうか。それが出来ないようなものは、採択自体難しいですということを説明しなければならぬと思います。
- **原科共同議長** そのような前提の下で 218 は、原文の形式にします。よろしいですか。つまり調査結果報告書の情報公開を行う。これはこれで提言として残しておきます。今おっしゃられたようなことは、別のところで表現したいと思います。どのような表現になりますか。富本委員、どうぞ。
- **富本** 吉田委員の意見を反映するとすれば、先程も申し上げましたが、日本政府が行う取り組みの中で、今おっしゃったような要請の段階でそのようなことを先方政府によく説明して、あらかじめそのような条件を示し、そこを納得して頂いた上で要請をして頂くプロセスというのは非常に重要になってくると思います。そのところに何かの形で原則に盛り込めれば、あとはそれに従うということになると思いますから、問題ないかと思えます。
- **原科共同議長** 要請段階の条件で、このような情報公開を行うということをきちんと示すということですね。そのような文章ですか。どうぞ。

- **深田** 従って修文案として、こういった形での情報公開の JICA 側の基本方針について、途上国政府側に十分理解を得るといような表現はいかがでしょうか。
- **原科共同議長** それはこの文に付け加えてはいかがですか。
- **深田** はい。ここに入れたらいいと思います。
- **原科共同議長** 今おっしゃった趣旨をここに書き込むということで、起草グループの方お願い致します。それでは、この部分はこれで区切りがついたと思います。219 は今のような考え方でよろしいでしょうか。何かありますか。多分これでいいと思うのですが、何かございましたらどうぞ。
- **國島共同議長** 219 は、基の資料 (EC.15/2) の 71 ページの右側、JICA の修正案がついているところの削除についての議論だったと思います。今の議論で、全体的に修正し直すということによろしいのではないのでしょうか。
- **原科共同議長** そうですね。削除しないということです。71 ページに JICA の修正は却下ということです。
- **國島共同議長** それ以外の皆さんからのコメントは、私が担当の時だったのですが、各ご意見を総合的に取り入れてということになっていたかと思います。
- **原科共同議長** そうですね。そうになっていたと思います。それでは 9 番の情報公開については、これで区切りをつけたいと思いますがよろしいでしょうか。10 番に参ります。
- **田中委員 (環境省)** 46 ページで先程川村委員から、同じような構成のご意見を述べられているところは、先程のところにあわせてまた構成を 3 つにするということなのではないでしょうか。つまり重要事項を情報公開とステークホルダーの参加というのが 4 と 5 にあって、それを先程と同じような議論ですが、透明性・説明責任と情報公開と参加という 3 つに分けるというご趣旨だったと思います。それはどのようにするのでしょうか。
- **原科共同議長** そうですね。そうしないといけませんね。どうなるのでしょうか。今の件でお願いします。
- **川村委員** これは要するに、初めの 13 ページの「環境社会配慮の重点」というところと、ほぼ重なっているのです。当然前半部分で構成を変えたら、後半部分もこうしておいた方が全体として分かりやすいだろうということです。
- **原科共同議長** 田中委員、今のでよろしいですか。
- **田中委員 (環境省)** そうするというのであれば、そうします。
- **原科共同議長** 少々作業が面倒かもしれませんが、お願い出来ればと思います。それではそれと整合するような形で作業して下さい。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 重点事項と前回の一番前の議論とあわせるということですか。
- **原科共同議長** 重要事項です。
- **松本委員 (FoE Japan)** 重要事項と前回の事項とをあわせるという意味においては、この原科共同議長のペーパーでは、4 ページの 20 番のステークホルダーの参加のところで議論されることになっているのですが、重要事項 5 : ステークホルダーの参加のと

ここで、幅広いステークホルダーの参加を推進し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映するという事は、前回の議論のところにそのまま反映する形で変更されてはどうかという提案ですので、あわせて今発言させて頂きました。

- **原科共同議長** この部分は、これまで議論をしたことを踏まえて整合させるという形になりますが、よろしいでしょうか。どうぞ。
- **田中委員（環境省）** つまり構成は、先程のところでは2つを3つにするということと、先程意味のある参加ということを書くということだったと思います。それ以上に、松本委員のお話は、142だと意思決定に十分に反映するということまで書き込むというのは、先程にない議論かもしれませんが、それも含めてそのような方向にするということが今議論になっているのでしょうか。
- **原科共同議長** 意思決定に十分に反映することは、先程決めました。そのことによって意味ある参加が実現するのだという、おまけの言葉を付けるだけのことです。
- **鈴木** すみません。今の整理をしたいと思います。先程は14ページの62を63へというところだと思うのですが、63で松本委員のご意見のステークホルダーの意見を意思決定に十分反映し、これによって意味ある参加を実現するという修文がそのままここにくるといえることですか。
- **原科共同議長** そうですね。そのようなことです。
- **鈴木** 順番も先程にあわせて変えるということですか。
- **原科共同議長** おっしゃるとおりです。そのようなことで整理致します。よろしいですか。10番にまいります。「EC.17/4」の2ページ、10番の「社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映」と表現致しました。15ページの66、67、69まで色々ご意見を頂いております。これはまとめて進めたいと思います。15ページの66は、「① 社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映」という部分です。このところの書き込み方でございます。まず66でございますが、特に大きな変更のご意見は、氏家委員からございました。修正で「このため～」という66の原文の2つめのパラグラフですが、これを全部削除という大きな意見ですが、これはどういたしましょう。氏家委員の代理の方、いかがでしょうか。
- **高梨氏** これを出した背景は、若干まとめ方について前回も議論になったと思うのですが、箇条書きにするのか、あるいは文章にするのかということがありました。若干続き具合や重複の箇所、それから少しずつ違った形で内容がまとめられているということもあり、このあたりを整理するという事と、最後に留意事項について記述することが望ましいと結んでいるわけですが、これが十分記述されているかということで、問題提起をさせて頂いた背景です。
- **原科共同議長** 澤井委員、それからJICAの方のご意見は、基本的には原文を修正することですから、削除という考え方ではないと思います。いかがでしょうか。
- **澤井委員** 澤井です。私の意見の第二パラグラフの「このため～」というのは、基本的

に書く必要はないという修正案になっております。

- **原科共同議長** そうですか。「留意が望まれる」と書いてありますが。
- **澤井委員** 「留意が望まれている」というのは、紛争国・紛争地域等の協力事業では特別な留意が望まれるということで文章を書いております。66、67、68あたりが社会的・制度的条件にあわせて、紛争国、人権等書かれているのですが、紛争国・紛争地域、あるいは軍事政権下における協力事業の是非というのは、政策判断によるところが大きいのだと思います。個別具体的な事業の配慮ということになりますと、その国のレベルのマクロ的な話と、JICAが行う協力事業（現場での事情）では必ずしも一致したのではなく、かなりのギャップが存在する可能性も多いだろう。それから67あたりでも書かれておりますが、情報提供者の匿名や通訳をJICAが確保することが、適切な配慮に結びつくとは必ずしも限らないだろう。そうしますと、このあたりもう少しスマートにまとめ直した方がいいのではないかとということで、66の修正案を提示し、67あるいは68あたりの記述を少し変えているというのがコメントでございます。
- **原科共同議長** はい。JICAの方はいかがでしょうか。
- **鈴木** これで結構なのですが、66については「環境社会配慮ガイドラインは」ということが主語でしたので、「ためのものでなくてはならない」という言葉を明確にしたということだけでございます。
- **原科共同議長** ですから、原則はこれでいいということですね。
- **鈴木** 67については別の議論で、軍事政権下をどうするかということになります。
- **原科共同議長** 川村委員から66、67を統合しようというご意見がございます。これを少々ご説明下さい。
- **川村委員** これは氏家委員のコメントを若干踏まえて、少し整理した部分があります。全体的に若干冗長であるということがあるので、この中身を活かした形で整理をすればこのようになるかということで、案を出させて頂いたということです。
- **原科共同議長** ここは、66、67をまずまとめた方がよろしいのかということがあるかと思えます。一応今は分れておりますが、いかがでしょうか。川村委員のご提案のように、統合という方向で考えましょうか。では、そのようなことで66、67をあわせてみてまいります。67について、澤井委員も削除と書かれておりますので、これはむしろ統合ということになります。それから山田委員は、軍事政権という表現のところだけですね。これも大事な議論のポイントになるかと思えます。それから川村委員は、今おっしゃったことに関係することでしょうか。これはこの段階でのご意見ですね。今日のご意見の方が優先ですね。あと河野委員でございます。
- **山田委員** 少々よろしいでしょうか。川村委員が今日出された意見は、今まで出された意見をみんな取り入れて、よくまとまっているのではないかと思います。これであれば私や河野の意見も反映されているのだと思います。あとは澤井委員がおっしゃっていた、情報提供者の匿名、通訳者の確保。ここまで書くのかどうかということくらいか

と思います。

- **原科共同議長** はい。そうしますと、66と67を統合するという統合案としては、川村委員がお示しになったものが良さそうだということもおっしゃられました。その次のJICAの趣旨は「軍事政権下をはずす」ということですね。
- **鈴木** はい、そうです。
- **原科共同議長** そうすると軍事政権下の表現をどうするかということが1つポイントでございますが、むしろ川村委員のご提案になったものをベースに議論した方がよろしいでしょうか。それでは、ご説明下さい。
- **川村委員** 軍事政権下については、確かに前回の議論でも出ましたように、軍事政権という外交なことよりも、むしろ住民がどのような状況にあるかという実質的なところに重点をあてた方がいいだろうということです。私の提案の中では、「表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域」。この2つが参加及び環境配慮の実現が大きく関わっているだろうということで、その点にむしろ焦点をあてて表現致しました。もう1つ「ステークホルダーの安全のため。情報提供者を匿名にすること」というのは例示ですので、松本委員のビルマのケースで報告されましたように、ILOでそのような方法を取っていた。そのようなこともありましたので、例示として残しておくのが適当ではないかというように、私は思っております。
- **原科共同議長** はい。それでは統合するというので、皆さんの了解を得ましたので、今川村委員からお示しになった案を基に議論を致します。この案では軍事政権下という表現はいかがなものかというご意見をいくつか頂いておりますが、その表現はさけております。ということで趣旨としては、今ご説明にあったような趣旨でございます。そこまではよろしいでしょうか。軍事政権下という言葉は使わないということで、合意が得られたということでございます。了解頂きます。それから次は、具体的なものを示した方がいいということで、情報提供者を匿名にすること、通訳をJICAが確保すること等が必要であろうということです。これは具体的に書いた方がいいというご提案でございます。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** この話が当初持ち上がった時からの経緯をお考えになれば分かると思うのですが、具体的に人権への配慮というのは何なのかというところで、議論のスタートがあったのです。従ってこれは、調査段階で十分配慮すべき事項であるということで、こうした通訳や情報提供者の匿名ということが具体的な例として挙げました。これによって多分、皆さんの理解が「なるほど。その実務面でこのようなことがあり得るのか」という理解が得られたのだと思います。

従って私が不安なのは、このようなことをなくすことによって、省内の人が「一体これは何なのだろう」という疑問を再び思い起こすことがあると思います。これは外務省matterであって、JICAは何もしなくていいのではないかとということが、舌の根も乾かぬうちに言うことというのは時々見られるものですから、そのような過去の経験からい

- くと、今見ると大げさかもしれませんが、5年くらい経ってみると、このくらい書かないと「このようなことか」と分からないと思います。ただ最後の「確保することなどが必要であろう」というのは「確保などが考えられる」ということで、これは例示なのだという意味で、語尾は直した方がいいと思います。私は残しておくべきだと思います。
- **原科共同議長** 分かりました。皆さん、そのような趣旨ならよろしいでしょうか。折角議論して参りましたので、表現を少し柔らかくして、この部分は残すことにしたいと思いますがよろしいでしょうか。はい。了解を頂いたということで、先に進みたいと思います。どうぞ。
 - **鈴木** 今の 66、67 の関連パラグラフが、後ろの構成と内容にあります。58 ページの 186 が関連パラグラフになります。
 - **原科共同議長** では、関連のパラグラフをご覧下さい。58 ページの 186 です。これはそうですね。これは後で議論するというようになっておりました。この軍事政権下という表現を変えるということですか。
 - **鈴木** はい。それと 66 と 67 の統合を受けて直すということでクリアされるかと思いません。
 - **原科共同議長** 私もそのように思いますが、いかがでしょうか。そのようなことでよろしいでしょうか。そう致します。それでは、16 ページの 68 に戻って頂きます。この部分の原文は比較的短いのですが、澤井委員からのご意見では、さらに付け加えた説明をした方がいいということで、「活動等が参考になり得る」という表現です。川村委員からも「EC.17/2」で追加の記述がございます。これは今日川村委員から出して頂いた意見の方が優先になります。このご説明を頂きたいと思います。澤井委員どうぞ。
 - **澤井委員** 私のポイントは、有効であるというのは非常に強い印象を与えますが、この社会的・制度的条件を評価する、あくまでも参考情報としてこのような例が挙げられているわけで、必ずしもこれだけではないと思います。そのような意味で、これだけが判断のウェイトをかなり占めるような書き方は避けて、あくまでも参考としてチェックするのだという位置づけにした方がいいのではないかと思います。
 - **原科共同議長** 「参考になり得る」という表現では弱いので、「参考になる」でもいいのではないのでしょうか。
 - **澤井委員** どの程度が弱いかというのは、色々あるかと思えます。
 - **原科共同議長** 今のご説明ですと「参考になる」がよろしいのではないのでしょうか。「参考になる」ということで、「有効である」というのは言いすぎだということです。分かりました。川村委員、いかがでしょうか。
 - **川村委員** 私も確かに人権条約に関わることだけではもちろん足りないので、澤井委員の意見を踏まえた上で、最終成案を別紙（EC.17/2）に出しております。
 - **原科共同議長** 最終案では「有効である」が消してありますね。澤井委員がおっしゃったとおりですね。

- **川村委員** ここでは澤井委員の案とどこが違うかという、条約のところの「人権に関わる条約等の批准・履行状況」。特に「基本的自由や法的救済を受ける権利」等にかかるとなれば、このような表現の方がいいだろうということで、このようにしております。あと、「参考になり得る」ですとあまりにも弱いと、前回の松本委員（FoE Japan）から出た意見であります、それを配慮しまして、「活動状況等の情報を考慮する必要がある」という表現にしております。
- **原科共同議長** はい。いかがでしょうか。「考慮する必要がある」という表現か、「参考になる」という表現か。それから中身では、「人権に関わる条約等の批准～」だけではなく、履行状況までを含めてという、この2つかと思います。いかがでしょうか。これは履行状況まで入った方がいいということでしょうか。これはそうなりますね。履行状況はパフォーマンスです。
- **澤井委員** 確認できる手段があるのであれば、それで結構です。
- **原科共同議長** あとは「考慮する必要がある」という表現なのか、「参考になる」ということです。どうぞ。
- **作本委員** すみません。条約の履行でイメージされていることは、どのようなことですか。
- **原科共同議長** 条約にそって、国内法をきちんとするということでしょうか。
- **作本委員** いえ、抽象的説明ではなく、場合によっては色々ありますので、100%クリアされなければということ前提にされているのでしょうか。
- **川村委員** 川村です。そもそもこの文章全体は、社会的・制度的条件を評価する際の、参考になる情報を色々列挙しております。その中で、例えば履行状況が十分でないから、それで何かをしないというそのようなレベルの話ではなく、評価する際の評価する側の準備として、このようなことに目を配りましょうというレベルでの話であるという理解を私はしております。具体的に履行状況をどのように把握するかということですが、批准している場合には、政府が6つほど主要な条約について、条約機関に報告書を提出することになっております。それに対して、その条約に付属する機関がそれを評価するというのを定期的に行っておりますので、情報源としては簡単に得られるだろうと思います。そのような意味で、条約機関に提出された報告を主とし、参考にして履行状況を判断すればいいのではないかという趣旨でございます。
- **作本委員** 今のお話はわかるのですが、情報源としてというところを強調して頂ければ、履行というのは単なるデータの積み上げでいいと読めるのですが、逆に履行状況や条約の批准状況の関わりでもう少し厳しい表現で見た場合、そうすると例えばアメリカの国務省レベルの報告書の場合ですが、各国途上国の人権評価というものを行うことも、理解の仕方としてこれも情報源です。それを確認することが有用である、役立つというように読むと、これは日本の政府は各国途上国の人権・履行状況まで行う権利はないと思います。読み方や強調をどこに置くかによって、この文章は両方にとれるので、気をつ

ける必要があると思います。

- **原科共同議長** どうぞ。
- **川村委員** よろしいですか。一応この文章では、最後に全てに係る形で「等の情報を考慮する必要がある」ということになっております。そのような意味では、情報源であるというような趣旨が出ていると私は思いました。いかがでしょうか。
- **原科共同議長** 松本委員どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 私はここ自体が、このようなものを反映してガイドラインが作られることが望ましいというように、大枠の中に入っていると思います。社会的・制度的条件という極めてセンシティブなものをどのようにして、途上国政府に理解してもらいながら確認するかという方法で具体的に、「人権に関わる条約等の批准・履行状況」。しかもその履行状況については、例えば国内外から出すような文章もあるでしょうし、アメリカ政府が出すような文章もあるでしょう。つまり確認する方法はあるということが、ここに書かれているのだと思います。

我々の議論で重要なのは、人権というのはどのように確認するのだということが、この川村委員の案が出てくる元々だったと思うのです。従って人権というのは、そうしたある種国際的に認知された方法で、人権状況というものは確認できるということがここに書いてあるのです。私はむしろこのようなことを書くことによって、別に何かを押し付けるのではなく、国際的なルールの中で確認をしましょうということが書いてあるのです。私は作本委員が言うほどここは大きな問題ではなく、むしろこれがあることによって、国際的なルールに基づいて我々はそれを見るということなのです。こう書いてあることによって、効果としていいのではないかと私は思います。

- **原科共同議長** 分かりました。皆さんのご意見を伺いました私の感じでは、「評価する際には～」という表現ですから、これが参考になるという表現でもいいと思います。また考慮する必要があるでもいいと思いますから、提言としてはかなり積極的な姿勢を示した方がいいと思います。いかがでしょうか。この 68 は、川村委員のご提案でよろしいでしょうか。強制しているわけではありませんね。いかがでしょうか。今井専門員、どうぞ。
- **今井専門員** 国際協力専門員の今井です。今議論を聴いておりました少し気が付いたのですが、「評価する」という言葉が非常に厳しいのではないかと感じました。これは評価の結果はどうですかということと言われます。ここで重要なのは評価ではなく、把握するということがポイントではないかと思えます。そうしますと、「社会的・制度的条件を把握する際には」という表現が 1 つ可能ではないかと考えます。
- **原科共同議長** はい。今のご意見はいかがでしょうか。そうですね。評価ということが入ると、確かにそのような「情報源が～」というぎちぎちした感じになりますので、把握ということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。「把握する際には、考慮する必要がある」ということに致します。17 ページの 69 にまいります。これは石田委

員からのご意見がございますので、この説明をお願い致します。

- **石田委員** ありがとうございます。援助案件が平和に与える影響への配慮ということですが、これは過去の委員会でもペーパーを出させて頂いておりました、私がここに書かせて頂きました趣旨は、外務省でそういった政策的判断・別途のチェックをなされるということではなく、JICA で可能な限り、この環境社会配慮ガイドラインで配慮を行うことや、JICA によって適切な別プロセスで、このような平和に与える影響への配慮といったアセスメントを今後新たに充実させていく。そういったことを提案させて頂きました。

第 15 回の改定委員会で配布された資料の最後に付けさせて頂いたのですが、このコメントに対する補足ペーパーということで、確かに過去の委員会でのことはお話させて頂いたのですが、なかなか具体的にどのようなことか皆さんはご理解が得られていないのかと、私の説明不足もあるかと思いますが、そう思いましてケースをここに紹介させて頂きました。例えばここで挙げさせて頂いた場合ですと、インドネシアの西カリマンタン州では、先住民族のダヤク人と移住民族のマデラ人の紛争といった状況が、実は長年による森林伐採や油椰子のプランテーション。こういったことについて、日本の ODA が関与していないわけでもなく、こういった長期的な影響によって紛争が悪化していった点も考えられます。そうした状況で、JICA が開発調査の報告書を提出しているのですが、この中にはこういった紛争に関する記述・視点というものが全く含まれていないというのが現状です。

しかしこの報告書が出て 1 年も経たないうちに、実は衝突などが起こっています。この調査の目的自体は、その地域における持続可能な開発を目指すということなのですが、実際このような調査が行われる時に、もちろんその地域の人々にとって、どういった開発の方向性が望ましいかということを決めて頂くという意味で、意味ある住民参加というものをきちんと行っていくというのは重要なのですが、ただそれだけではなく、こういった地域の紛争といった状況も、十分 JICA で調査や分析を含めていくということが重要なのではないかと。そういった意味で書かせて頂いております。

こういったことは、なかなか外務省で判断して下さいと言っても、地域の微妙な社会状況というものは、情報不足なところが現実です。やはり JICA で調査を行う際に、こういった視点を是非入れて頂きたいし、ただこの環境社会配慮ガイドラインの中で具体的に、こういった地域の紛争、あるいは平和に与える影響というものは、社会構造的な面があると思いますので、難しいところはあると思います。そういった面で、きちんと別のアセスメントを検討して頂きたい。そのようなことを提案させて頂いている次第です。

- **原科共同議長** それでしたら、今おっしゃった趣旨でしたら、この原文はうまく表現できていないのでしょうか。「環境社会配慮ガイドラインの対象とするよりも、援助案件の適切性という観点から、別途のチェックがされることが適当であろう」という表現で

すが、これではよくないですか。

- **石田委員** そうですね。あと加えさせて頂きましたのが、「本ガイドラインで可能な配慮を行うほか」という文章の部分です。
- **原科共同議長** 可能な配慮を行うということが大事なのですね。対象するというよりも、可能な限り配慮を行うということをさらに加えてということですね。
- **石田委員** そのような趣旨です。
- **原科共同議長** 対象としないでというよりも可能な配慮を、ガイドラインでは制約的ですから、その範囲内でまず配慮して頂く。むしろ適切な別プロセスのアセスメントというよりも、「援助案件の適切～」という観点からも、原文も活かした方がいいと思います。
- **石田委員** そうですね。
- **原科共同議長** 別のプロセスのアセスメントというよりも、チェックする方法は、アセスメントの概念だけではないかもしれません。
- **石田委員** そうですね。ここの表現が難しいと思います。JICA で「効果的な復興開発支援のための援助の取り組み」という本を出しており、この中で JPCIA (Japan Peace and Conflict Impact Assessment) ということを検討されているようなのですが、この本の中では、むしろ緊急復興援助のステージにおいてこれを適用するといった、限定的に書かれている部分があると思います。ただここで提案させて頂きたいのは、むしろ開発復興ステージのみならず、援助案件全体にこのような配慮は行われるべきであるという意味で書かせて頂きました。
- **原科共同議長** ですからここでは、「援助案件の適切性という観点から、別途のチェック」と書いておられますから、包括的な表現ではないでしょうか。どうぞ。
- **高橋委員** 私も遅れて出したコメントの1つにここの箇所があるのですが、原文で「援助案件の適切性という観点から、別途のチェック」というところを、やはりクラリファイした方がいいと思います。別途というのは JICA が行うのか、それとも外務省が行うのか。ここで修正案の中で JICA から「別途政府により判断が適当であろう」というコメントが出ていますが、おそらくその政府という意味合いは、JICA と外務省が相談するという意味合いかもしれませんが、そのあたりをクラリファイした方がいいということです。その意味合いの中には、JICA 自身もきちんと行うべきだということを明記した方がいいということなのです。
- **原科共同議長** そうしますと、修正案の方がいいというご意見ですが、他の委員の方はいかがでしょうか。田中委員どうぞ。
- **田中委員（専門員）** 私は石田委員の意見の下に、このパラグラフを日本政府等に求められる取組のまえがきに述べてはいかがかと書きました理由は、ここの部分というのは、やはりこのパラグラフにそぐわない感じが致しました。お手元の資料では 25 ページの 80-a くらいに、「なお」以下を入れることは、それほどおかしくはないと

思います。つまり「別途のチェック」という意味は、ここで議論している以上のもっと大きな政策の、日本国としてどうするかというレベルの議論ですので、そちらに持っていく方がいいと思いますし、もしそちらで何か別のプロセスで行うということであれば、それはそれで意味があることだと思います。ですからここのご提言というのは、そのような提言をしたというようになさってよろしいのではないかと思います。

- **原科共同議長** そうしますと、25 ページの 80 の後になりますか。そこに移動して、この文章を表現する。いかがでしょうか。
- **石田委員** そうしますと、確かに別プロセスのアセスメント、あるいは将来的にそういったものを確実にするということが、政府の取り組みも含まれる部分もあるかと思いますが、一方本ガイドラインで可能な配慮を行うという部分も是非入れて頂きたいと考えております。
- **原科共同議長** はい、どうぞ。
- **田中委員（専門員）** 今月の初旬までだったと思いますが、ODA 大綱の見直しの意見が求められておりましたので、そのような中にもこのあたりが既に入っていると思うのですが、いかがでしょうか。
- **石田委員** ODA 大綱への意見については、私の団体もパブリックコメントに意見を提出しております。ただ ODA 大綱の記述自体はもっと大枠なことしか文章にないと思います。細かく、各案件に対し紛争に関する配慮を行うといった文言はドラフトの中にはありません。そういったものを ODA 大綱に織り込むレベルではないのではないかと。やはりこのようなことは、ガイドラインレベルできちんと確保することではないかと思っております。
- **原科共同議長** 山田委員、どうぞ。
- **山田委員** 前々回に石田委員が出された例は、ここの 69 のパラグラフの「なお」で言っている話とレベルが少し違うと思います。むしろ「環境社会配慮ガイドラインで可能な配慮を行うほか」と入れてありますが、まさに社会配慮の中の文脈で考えられる部分もかなりある。ここで言っている平和への影響、非援助国地域における紛争というのは、もう少し上位レベルの話をしている気がします。そのような意味で、「環境社会配慮ガイドラインで可能な配慮を行うほか」ということを入れるのはいいかと思います。それ以下は、原文の「別途のチェックがされるのが適当であろう」という方がいいと思います。何故かという、適切な別プロセスでのアセスメントというのは、結局読む人にとって何を言っているのかよく分からないということになるかと思います。
- **原科共同議長** 高橋委員、どうぞ。
- **高橋委員** 具体的な例として、アフガニスタンがございます。アフガニスタンで今、JICA が道路を建設しようとしておりますが、今の環境社会配慮ガイドラインですと、このまま Go になる可能性が高いのだらうと思います。ご存知のとおり、カルザイ政権とその他の軍閥が割拠している中で、案件そのものが何らかの影響を与える可能性

がある。その部分の影響の可能性というものを、外務省だけでいいのか。やはり JICA が何らかの実施するレベルで、見えてくるものをきちんと把握し、分析して、外務省等に具申するということはあり得るのではないかということです。技術的見地からの分析、影響への配慮というものは、JICA 自身が行っても然るべきではないか。そのためのツールはどうすればいいかというのは、別途考える必要があるのではないかと考えております。

- **原科共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 私は結構山田委員の意見に近いのですが、この資料の 49 ページで、先程議論した私の修正の提案を見て頂きたいのですが、この最後に地域における利害の対立というのを大きな社会影響の 1 つとして、私は取り上げています。従って、今のカルザイ政権の話も含めて、地域における利害の対立を超えて、さらにもう少しスコープとして JICA が考えなくてはならないものがあるのだとすれば、ここに追加すればいいと思いますし、このような書き方で表現できないのであれば、もう少し表現方法を考えなければならぬと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。
- **原科共同議長** 石田委員と高橋委員のどちらにご回答を頂きますか。石田委員、どうぞ。
- **石田委員** 地域の利害対立というのは、まさしく紛争影響と同じところだと思いますので、是非入れて頂きたいと思います。色々ご議論があった中で、1 つ提案させて頂きたいのは、この文章が 15 ページの「① 社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映」というところに含まれているのですが、今議論してきた内容を考えますと、やはりこれは社会影響の 1 つであるという、最初の条件の中に含まれない部分もあると思いますので、どちらかという②というように 1 つの項目として立てて書いて頂くと、すっきりするのではないかと思います。
- **原科共同議長** 高橋委員、どうぞ。
- **高橋委員** 基本的には社会配慮の中で、いわゆる紛争助長に可能性がある要件。例えば自然資源の管理、今言った実施地域の問題点というものがきちんと入っていれば、それはそれでいいと思うのですが、他に配慮すべき要件があります。また、対応の仕方も一律ではない。例えば、先程の情報公開のところでもありましたように、ある程度実施地域やプロジェクトの概要を早目に公開すると、紛争地域ではそのこと自体が何らかの影響を及ぼすことも、妨害工作も含めて十分ある。そのようなことを考えると、JICA 自身で何らかの対応を考える上での分析ツールを考える必要があるのではないか。JICA 以外のところに一任するというのではなく、JICA 自身がこの問題をどうするかということは何らかの形で、この環境ガイドライン以外のところで考えるべきであることを提言委員会として提言して頂きたいということです。
- **原科共同議長** これはなかなか難しいですね。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 今のことについて、1 つはどの場所にこの論点を置くかということです。前後の関係からみていくと、今まで 3-4 の「① 社会的・制度的条件の確認と協力事業へ

の反映」でずっと言ってきており、最後に「なお」ということで、内容がやはりガイドラインを説明しているのだから、この原案だとガイドラインは使えないというような否定的見解です。石田委員のご意見はポジティブに言っていて、そこの論点の1つだと思います。私はポジティブにとるべきだと思います。それに加えて、別途 JICA の意見を入れてまとめれば、うまく収まるというように見えます。それでいかがでしょうか。

- **原科共同議長** 予定を 12 時 30 分と申し上げましたが、議論が終わらないので、当初の予定の 13 時までには致します。それで、今おっしゃったように、「なお」という部分の位置は、全く同じように思います。いかがでしょうか。若干ネガティブに（弱く）感じたのは、この部分です。原文では下から 3 行目の終わりから「環境社会配慮ガイドラインの対象とするよりも」と言ってしまうので、これではなく、ガイドラインが最大に頑張っ、それでも足りない部分はどうかという言い方がよろしいのではないのでしょうか。

「とするよりも」というと、ギブアップのような感じがしますから、これは出来るだけ頑張っ、「可能な配慮を行うほか」という表現は活かしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですね。その後の書き方なのですが、その後「援助案件の適切性という観点から」という原文のままがいいのか、あるいは「適切な別のプロセスのアセスメント」という表現で議論したいと思います。どちらの表現がよろしいのでしょうか。あるいは他の修正案のご提案はございませんか。吉田委員、どうぞ。

- **吉田委員** 私は今言ったように、JICA の最後の修正案を入れたらいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 「別途のチェック」というところを、「別途政府により判断されることが適当である」ということですか。
- **吉田委員** そうですね。「適切性という観点から、別途政府により判断されることが適当である」ということです。
- **原科共同議長** 今の意見は、いかがでしょう。石田委員、どうぞ。
- **石田委員** すみません。繰り返しになりますが、この JICA 案になってしまいますと、本ガイドライン案で可能な限りで配慮を行ったほかは、外務省など政府の方に委ねる。そのような形になってしまうと思いますので、私をご提案させて頂いた、また新たな別のアセスメントを行うという趣旨からはずれてしまうので、懸念します。それよりは JICA の最初の案の方がいいかと思ひます。
- **原科共同議長** それよりは前の方がということですか。つまり政府でも判断すると、最初にそうなりますが、そのプロセスとして、透明性の高いプロセスを何とか入れて欲しいという趣旨ですか。そのようなことですね。
- **高橋委員** 少々これはガイドラインだけのスコープからはずれてしまうかもしれませんが、先程言いましたように、JICA が持っているアドバンテージ、現場に近いところから見えてくる技術的なこと、あるいは情報の正確性ということも含めて、

JICA が何らの紛争の分析を行い、外務省の国別計画ですとか、そのような上位の政策に反映していく仕組みを私は想定していました。現場主導の援助を進めるという意味で JICA が別途、きちんと何らかの紛争関係のアセスメントを検討するという事は残して頂きたいと思っております。

- **原科共同議長** JICA にお願いしたいということですね。それでは、このような格好はいかがでしょうか。「援助案件の適切性という観点から、別途透明性の高いプロセスでチェックされることが適当であろう」。透明性を高くするために、JICA は頑張ってくれているという趣旨です。いかがでしょうか。
- **鈴木** 1 つ質問なのですが、「透明性の高いプロセスでチェック」というのは、どのようなことなのでしょう。
- **原科共同議長** アセスメントというものは、そのようなものだと私は考えております。私の主張は、アセスメントの本質は透明性の確保だと思っております。アセスメントという言葉を使ってもいいと思います。アセスメントと言うと、何か特定な手法というように考えられるので、もう少し幅広く、透明性の高いプロセスという表現であればいいと思います。
- **鈴木** 分かりました。
- **原科共同議長** 透明性が公正性を保障するわけです。これは國島共同議長が先程おっしゃっておられました。私もそう思います。よろしいですか。富本委員、どうぞ。
- **富本** JBIC の方も JICA に期待するという言葉を受けまして、JICA としても当然のことながら 1 つのプロセスを考えていくと同時に、田中委員のおっしゃったように、これは外務省、あるいは関係省庁も当然考えなくてはならない、レベルの違いなので、「双方」と入れるのはいかがでしょうか。
- **原科共同議長** ですから「透明性の高いプロセス」という中には、JICA だけではなく関係する主体という意味で判断するわけです。全体的には、透明性が高ければいいのだと思います。どうぞ。
- **國島共同議長** ここは、1 つにまとめることをあきらめて、基本文章は先程石田委員から頂いたような「可能な配慮を行うほか」というのを書いて、その後は原文のままにして、「別途のチェック」だけでは誰が行うか主体がわからない。ある方は、是非とも JICA のエキスパティーズと今までの経験で、ポリシティブなシンクタンクです。皆さんは難しいことはしたくないと、政府の判断に任せるのだと言っておりますが、色々な意見があるということ、ここは併記して提言書を作るといことはいかがでしょうか。コンセンサスは 1 つにはならないのですが、お話を聞いていて JICA の方が、自分達は将来何が出来そうか、やるべきなのか、やりたいかというところもバラバラな感じがします。逆に外からご覧になっている方が、JICA に期待すること、出来ると思っていること、行って欲しいことが色々ですし、ガイドライン直接というスコープが違うところなので、併記するといことはいかがでしょうか。

- **原科共同議長** 併記するというご提案です。原案は「環境社会配慮ガイドラインにおいて可能な配慮を行うほか」というところは修正で、あとはそのままということですね。透明性の高いプロセスは入れない方がいいということですか。
- **國島共同議長** それも必要ならコメントに入れて、「別途のチェックがされることが適当である」ということについて、今色々なご意見を頂いているので、それをストレートに書く。
- **原科共同議長** そのチェックの方法というのは、透明性の高いプロセスということがキーワードではないかということで、私は申し上げました。これはどうしましょう。「透明性の高いプロセスでチェックする」ということは、何か具合が悪いでしょうか。どうぞ。
- **山田委員** 透明性の高いプロセスでというのが、まさにどのようなことが具体的に求められているのかというのが、外務省も JICA も分からないのだと思います。
- **原科共同議長** その代表手段がアセスメントなのですが、アセスメントでなくても、検討委員会とか色々な方法があります。アセスメントという形でもいいと思います。
- **鈴木** 1つよろしいでしょうか。先程石田委員から言及がございました、JPCIA というツールなのですが、いわゆるこの環境アセスとは、アセスメントという言葉を使っていますが、違う形でございまして、「援助案件の適切性という観点から別途のチェックが」という「別途のチェック」があればいいと思います。「透明性の高いプロセスで」というと、山田委員と同じように私もイメージがわからず、どのようなものかということになってしまいますので、そこは原文のままがいいのかと思いました。
- **原科共同議長** わかりました。私はそのような主張ですが、皆さんのそのような意見が多いので原文のまま、國島共同議長のご提案のように「の対象とするよりも」という下から 2 行目の部分を、「可能な配慮を行うほか」という修正だけで、あとは原文を活かすということにします。あとは色々ご異論がある場合には、それを検討します。
- **國島共同議長** 次回くらいまでに早急に相談して、最終案には載るということを前提に、完結で内容のある文章を是非お願い致します。
- **原科共同議長** 以上、69 はそのようなことで、了解を頂いたということでもよろしいですか。では、次に 2 ページの 10 番が終わりましたので、11 番の「戦略的環境アセスメント (SEA) のプロセス」です。これは 18 ページの 72 になります。これはどうなりますか。SEA の具体的なプロセスを明らかにするというので、氏家委員から削除というご提案でした。その時、議論が変わりましたでしょうか。
- **高梨氏** 議論した方がいいだろうということだったと思います。その時のことをもう一度繰り返しますと、これは原科共同議長と別途ご相談をさせて頂きまして、要するに今の JICA の開発調査の枠組みの中で、いかに SEA を導入するかということで、色々検討をしてきているのですが、なかなかそこで具体的に、例えば Man/month や時間軸の中で、どう取り入れていくのか明確となってきていません。

特にマスタープランの段階。非常にまだ抽象的な段階で、本来そこが導入すべきところなのでしょうが、それをどのように JICA 事業の中で導入するかということは、なかなか示されてこなかったということがありました。そこが若干抽象的な段階に留まっているような感じがしました。ただ取り組まなければならないというところのそのような面は、私どもも賛成しております、そのような意味で最後の説明文のところだけが、若干提言としてなっているのですが、ではどのようなものかというところが明確になっていない気がします。

特に最後の確認の手続きにおいて、具体的なプロセスを明らかにするとありますが、その当該文が 75 ページの 232 で述べているのは、単にこの際「戦略的環境アセスメントの考え方を十分踏まえたものとする」というところで、若干トートロジーになっているところがあります。これをそのまま残して実際どうするのかというところが見えなかったのだからこうした提案をしました。しかし、起草グループに両共同議長も入られるということなので、もし可能であればそこでもう一度議論をして、果たしてどのようにして提言したらいいだろうか検討頂ければと思います。

- **原科共同議長** ですから少し表現を強くして、実際難しい点があれば、それはそのようなこともありますから、提言として私はこの表現はいいかと思いますが、もう一回表現を考えたいと思います。一応そのような趣旨で、出来るだけこれを進めたいのですが、現実の可能性も十分配慮したいということに致します。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 確かに具体的なプロセスをどこまで書けるかということは、限界があるところだと思います。これは起草グループでもう一度考えて頂ければいいと思うのですが、例えば出来る限り具体的なプロセスを明らかにするというような形ではいかがでしょうか。1つの案として、提案させていただきます。
- **原科共同議長** 分かりました。それでは、45 ページの 139 もそのような趣旨で、「必要に応じて」という表現を入れるか入れないかということは、今の件と関連しますので、併せてこれは検討したいと思います。次は「EC.17/4」、3 ページの 12 番です。資料は 18 ページの 73 で「環境管理システムの支援」について「必要である」か「望ましい」ということで、どのようなスタンスかということなのですが、どう致しましょう。氏家委員と山崎委員からのご意見です。山崎委員は「望ましい」という表現です。この件についてご意見頂けますでしょうか。「適切な環境管理システムが計画され、実施されることが望ましい」もしくは「必要である」というのは相当違います。「必要である」は、必要条件になり、「望ましい」ですとどちらでもいいということになります。これは「必要である」と言わないと、あまり意味がありません。日本のアセスメントでは普通「必要である」ということです。環境管理計画として、きちんとした背景を用意した上で、判断するわけです。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** これも相手国のキャパシティが多様だということを考えると、「必要である」と提言して、言い切るのは少し躊躇してしまうような気がします。逆に「望ましい」と

いうと、少し下がってしまいます。一人当たり 200 ドルから何千ドルも差があると、環境に対する色々な国の優先順位も違ってきてしまいますので、そこを「必要である」という形で、しかもこの全体のガイドラインの主体は先方であるということを謳っていると、少し心配になります。

- **原科共同議長** 「必要である」ということは、少し強すぎるのではないか。相手国の状況によって色々変わるので、ここまで言うのは強すぎるのではないかというご意見でした。他にございますか。村山委員、どうぞ。
- **村山委員** 確かにキャパシティの問題はありますが、実際にその環境社会配慮を行っていく手続きも大事だと思います。結果として環境社会配慮のアウトプットがいか実行されるかということが非常に大事で、その点が抜けてしまうと何のために議論してきているのか分からなくなってくるところがあると思います。名称をシステムにするか、計画にするかという議論もあったかと思いますが、実際に配慮がされる実施方策に関する計画という意味であれば、私は絶対に必要だと考えております。日本で言っている環境管理計画は地域的な広がりがありすぎるし、しかも期間的なスパンが長いので、少々イメージが違うのですが、配慮の実施策の具体的な内容ということであれば、これは必要であると書くべきではないかと思えます。
- **原科共同議長** 「適切な」という言葉が入っておりますから、そのような意味では今、吉田委員がおっしゃったように、「相手国の状況も配慮して、適切な」という趣旨で理解すれば、これでもいいのではないのでしょうか。今井専門員、どうぞ。
- **今井専門員** 今井です。用語として気になりますので申し上げたいのですが、村山委員からのご指摘で、72 の③の修正で「環境管理システム」という言葉自身を「環境管理計画」に直した上で策定支援というようなことで、村山委員が修正意見を出しております。私はここで英語にした時に、環境管理計画は色々な機関で、対象とするものによってその中身が随分違います。これはもちろん EIA というプロセスの中での管理計画という意味合いだろうと思えますので、そこで言っているのは限定的だろうと思えます。出来れば、環境管理計画という何を狙いにしているのかということの説明を加えた上で、環境管理計画という言葉を使う方がいいのではないのでしょうか。

そのような点で、村山委員がおっしゃられたように、アウトプットの事業実施のところの確保というものをしっかりさせるために、環境管理計画というものを作るのだという視点での、環境管理計画という言葉を選ばれたのだろう。それをしっかり行っていくということには、私も賛成です。もう一点、環境管理システムになりますと、もっと膨大な範疇に広がります。企業の環境管理から、あらゆる全ての社会環境的な管理のシステムが入ってきてしまいます。これは完全にこの言葉を使うと混乱します。従って、私はここでの狙いを明確にした上で、環境管理計画という言葉が使われるのが妥当ではないかと考えております。

- **原科共同議長** なるほど。環境管理システムでは概念が広すぎるので、環境管理計画と

いうことにして、概念をきちんと整理した上で策定され、実施されることが必要である。しかも「適切な」という言葉を付ければ、相手国の事情にも対応できるだろう。そのようなご意見ですね。吉田委員、どうぞ。

- **吉田委員** そこまできちんと出来ていれば、私は異論ありません。
- **原科共同議長** 分かりました。おっしゃるように、システムと言うと難しい問題があります。おっしゃるようにしたいと思います。では、今のような形で了解を得られたということにします。どうぞ。
- **三原氏** M&Y コンサルタントの三原と申します。このシステムと計画の違いというのは、私は非常に大きいと思います。管理システムでしたら、いわゆる PDCA でまわす。チェックとアクトがあるという形になっておりますが、管理計画というのが具体的にどのようなものか分かりませんが、やはりその PD まで、せいぜいあってチェックかという感じがしますので、前回からのお話の中でも、この環境管理システムの支援となると、非常に話が大きくなってしまうというがあるので、このこのところに、環境管理システムの考え方の支援ということで、この PDCA の考え方をに入れて、この環境社会配慮ガイドラインが行われていくというようなところは、なんとか入れて頂ければと思います。そう申しますのは、これが持続可能な開発を目指しているということであって、持続可能な開発というのは、環境基本法で定義されていますように、将来の世代のニーズを損なうことなくということです。
- **原科共同議長** それは分かります。趣旨は分かりましたが、少々時間がありませんので申し訳ありません。ただ少々誤解があると思います。環境管理計画は PDCA に対応する考え方で、必ず計画というものはフィードバックして、時系列で見ればそうなります。計画というものに対する概念は、私と少し違うと思います。まさに進行管理が一番重要な問題ですから、計画を作って見直して、チェックしてアクションということになりますから、そのような意味では同じ考え方なのです。ただシステムという場合には、対象範囲が非常に広がってしまうので、この場合には目的をはっきりさせた環境管理計画というのがいいだろうというのが、今井専門員からのご提案です。私はそれでいいと思います。よろしいですか。それでは、次に 13 番に参ります。残り 10 分しかございません。どうぞ。
- **前田氏** すみません。先程の管理計画のところ、環境管理システムについての考え方は、ご説明頂いたもので結構だと思うのですが、環境管理計画は採択のための必要条件という形で書かれております。影響が大きいものについては、必須という田中委員の考え方があったと思います。ここについて一律、無償案件を行うような時の環境管理計画のレベルと、マスタープランを行う時の環境管理計画のレベルというものは違ってくると思います。そのあたりの配慮と申しますか、全て同じようなレベルの計画を求めるのではなく、案件に応じたレベルの計画ということで、位置付けて頂きたいと思っております。

- **原科共同議長** そうすると、「適切な」という表現をもう少し具体的にした方がよろしいですか。
- **前田氏** はい。
- **原科共同議長** では、そのような方向でいきましょう。よろしいですね。田中委員、よろしいですか。
- **田中委員(環境省)** 確認ですが、今の議論は一応管理する計画というのが大事で、それが必要であるという方向で考えましょうというようなことだと理解しているのですが、一点は環境省の立場から見て環境管理計画/システムといった場合に、ここで言う社会への影響というのは違和感があります。わざわざその環境管理計画とか、そのような決まった言葉を使わず、もう少し一般的な言葉で書いてもいいのではないかとという用語の問題です。そのような上で、なんらかのそのような計画が大事だということを書くということなら、それでいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 今の件はどうでしょうか。環境管理計画という言葉よりも、どのような表現よろしいでしょうか。「環境管理計画、ないしは地域環境管理計画」というような表現がよろしいのでしょうか。
- **田中委員(環境省)** もしそのような候補があれば、それを入れればいいですが、ないのであれば、「適切に実施されることが必要であり、実施するための管理する計画が必要だ」というようなことでいいのかもしれませんが。
- **原科共同議長** 環境管理のための計画。しかし、社会も入るから環境だけでは狭いというご意見ですね。片山委員、どうぞ。
- **片山委員** 私も環境管理計画の概念なのですが、私はその地域のいわば環境の状況とか、それから保全すべき環境の水準ですとか、維持達成するための対策。そういった地域の環境管理が1つのプランニングとして、実施体制を伴っているものだと、このような解釈をしております。ですから、そのあたりの今井専門員のお考えはいかがでしょうか。
- **原科共同議長** 今井専門員、どうぞ。
- **今井専門員** 今井でございます。私も先程申し上げましたように、環境管理計画という言葉を使った時の狙いを鮮明にした上で、その言葉を使った方がよろしいのではないのでしょうかと申し上げたと思います。そのような点で、今ご発言がありましたように、環境管理計画といっても非常に広いということであれば、前段との関係からすると、例えば「環境管理計画」という言葉としてきちんとしたものではなく、「適切な環境管理上の計画が策定され」というような表現ももちろん可能ではないかと思います。いずれにしても、何をこの言葉で狙っているのかということを確認にした上で、言葉を使うことがポイントではないかと思います。「環境管理上の計画の策定/実施」という表現も可能ではないかと思います。いかがでしょうか。
- **原科共同議長** そうしましたら、環境管理計画という表現は、少し限定的になるおそれもありますから、この表現は避けて「環境管理上の計画」ないしそれに類した表現で作

って頂くことにします。それでは、12番のところまで参りました。94ページの294はこれに関連しますので、見てみたいと思います。これは「望まれる」という件ですので、よろしいですね。これは整合性をみて、直して頂ければよろしいのでしょうか。では、これも整合させて下さい。それでは、時間が13時少し前となりましたので、あと5分ございますが、今日はここで切り上げないと難しいと思います。「13. 人権法等の尊重・遵守」は次回に致します。最初は快調だったので、たくさん進めると思ったのですが少し残り、丁度半分くらいまでまいりました。では、今日はここまでに致します。

- **川村委員** 一言だけよろしいでしょうか。他の方のコメントを見せてもらいまして、私なりに考えた文案というのを修正提案の中に、人権についても作っておりますので、ご参照下さい。

- ◇-----
- **原科共同議長** そうですね。川村委員の資料「EC.17/2」の1ページ下の方に「④ 国際人権法等の尊重」という文章を示して頂いております。今日頂いた資料も目を通して頂きたいと思います。それでは、今日はここで終わりに致します。次回の確認を致します。

- **鈴木** はい。次回のご案内でございます。「EC.17/1」のところに、議題3として入れております。第18回の改定委員会が8月27日水曜日でございます。9時30分から13時までということで、広尾の研修訓練センターでございます。広尾の駅を降りてすぐのところ、何回か前に行ったことがございます。広尾の研修訓練センターの講堂で行いますので、よろしくお願ひ致します。ちなみに同じ紙に、第19回改定委員会について日にちを書かせて頂いております。9月22日月曜日の13時30分から16時30分ということでございます。このJICA本部の11階で行います。起草グループのご提案をベースにした、最終案の確認というスケジュールにおそらくなるのではないかとというように理解しております。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。その他何かございますか。また明後日お会いしますので、今日はこれで終わりに致します。どうもありがとうございました。失礼致します。

-----◇-----
午後十二時五十八分 閉会